

平成30年白老町議会定例会3月会議会議録（第1号）

平成30年3月6日（火曜日）

開 議 午前10時10分

散 会 午後 4時20分

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告について
- 第 4 行政報告について
- 第 5 平成30年度町政執行方針説明
- 第 6 平成30年度教育行政執行方針説明
- 第 7 議案第 1号 平成29年度白老町一般会計補正予算（第8号）
- 第 8 議案第 2号 平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 9 議案第 3号 平成29年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第 4号 平成29年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第 5号 平成29年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第 6号 平成29年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 第13 報告第 1号 白老町国民保護計画の変更に係る報告について
- 第14 報告第 2号 例月出納検査の結果報告について
- 報告第 3号 財政的援助団体等の監査の結果報告について
- 第15 議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 白老町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 白老町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 平成30年度白老町一般会計予算
- 議案第 8号 平成30年度白老町国民健康保険事業特別会計予算

- 議案第 9号 平成30年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
 - 議案第10号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計予算
 - 議案第11号 平成30年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
 - 議案第12号 平成30年度白老町介護保険事業特別会計予算
 - 議案第13号 平成30年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
 - 議案第14号 平成30年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
 - 議案第15号 平成30年度白老町水道事業会計予算
 - 議案第16号 平成30年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
-

○会議に付した事件

- 議案第 1号 平成29年度白老町一般会計補正予算（第8号）
- 議案第 2号 平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第 3号 平成29年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 4号 平成29年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 5号 平成29年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 6号 平成29年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 報告第 1号 白老町国民保護計画の変更に係る報告について
- 報告第 2号 例月出納検査の結果報告について
- 報告第 3号 財政的援助団体等の監査の結果報告について
- 議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 白老町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 白老町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 平成30年度白老町一般会計予算
- 議案第 8号 平成30年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 9号 平成30年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第10号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第11号 平成30年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
- 議案第12号 平成30年度白老町介護保険事業特別会計予算

- 議案第13号 平成30年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
議案第14号 平成30年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
議案第15号 平成30年度白老町水道事業会計予算
議案第16号 平成30年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
-

○出席議員（14名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 山田和子君 | 2番 小西秀延君 |
| 3番 吉谷一孝君 | 4番 広地紀彰君 |
| 5番 吉田和子君 | 6番 氏家裕治君 |
| 7番 森哲也君 | 8番 大淵紀夫君 |
| 9番 及川保君 | 10番 本間広朗君 |
| 11番 西田祐子君 | 12番 松田謙吾君 |
| 13番 前田博之君 | 14番 山本浩平君 |
-

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

- | | |
|----------|----------|
| 5番 吉田和子君 | 6番 氏家裕治君 |
| 7番 森哲也君 | |
-

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-------------|--------|
| 町長 | 戸田安彦君 |
| 副町長 | 古俣博之君 |
| 副町長 | 岩城達己君 |
| 教育長 | 安藤尚志君 |
| 総務課長兼危機管理室長 | 岡村幸男君 |
| 財政課長 | 大黒克己君 |
| 企画課長 | 高尾利弘君 |
| 象徴空間整備統括監 | 笠巻周一郎君 |
| 経済振興課長 | 森玉樹君 |
| 農林水産課長 | 本間力君 |
| 生活環境課長 | 山本康正君 |
| 町民課長 | 畑田正明君 |
| 税務課長 | 久保雅計君 |
| 上下水道課長 | 工藤智寿君 |
| 建設課長 | 小関雄司君 |
| 健康福祉課長 | 下河勇生君 |

高齢者介護課長	田尻康子君
学校教育課長	岩本寿彦君
生涯学習課長	武永真君
消 防 長	越前 寿君
病院事務長	野宮 淳史君
代表監査委員	菅原道幸君
象徴空間周辺整備推進課長	舛田紀和君
健康福祉課子育て支援室長	渡邊博子君
経済振興課港湾室長	藤澤文一君
学校教育課食育防災センター長	葛西吉孝君

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長	高橋裕明君
主 査	増田宏仁君
書 記	葉廣照美君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日3月6日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会3月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時10分）

○議長（山本浩平君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時21分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、5番、吉田和子議員、6番、氏家裕治議員、7番、森哲也議員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、2月22日、2月26日及び本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可します。

議会運営委員会吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田和子君） 議長の許可をいただきましたので、2月22日、2月26日及び本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果について、ご報告いたします。

本委員会での協議事項は、平成30年定例会3月会議の運営の件であります。

まず、2月20日、21の2日間、議案説明会を開催し、3月会議に提案される議案の概要の説明を受けた後、その取り扱いについて協議を行いました。

定例会3月会議に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、平成29年度各会計補正予算6件、平成30年度各会計予算10件、条例の一部改正11件、協定の変更1件、報告1件、合わせて議案29件であります。

また、議会関係としては、例月出納検査等の報告、発議、議員の派遣承認、意見書案、委員会報告等が予定されております。

その取り扱いの協議の結果は、会議規則第31条の規定に基づき、一括して議題とする事件は、議案第7号から第16号までの平成30年度各会計予算の10議案と、この新年度予算に関連する議

案第17号から第23号、第25号から第27号の10議案、合わせて20議案を一括とし、また、監査に関する報告第2号及び第3号の2議案を一括とするものであります。

次に、代表及び一般質問は、2月26日・10時に通告を締め切っており、代表質問については、4会派・4人から6項目の通告を受けており、一般質問については、議員5人から12項目の通告を受けております。

このことから、代表及び一般質問は、通告どおりに行い、日程は3月7日、8日、9日の3日間を予定し、7日に代表質問、8日及び9日に一般質問を行い、3月12日を予備日としております。

次に、平成30年度各会計予算と関連議案の20議案は、議会運営基準の規定により、議長を除く全議員による予算等審査特別委員会を設置し、3月13、14、15日及び16日の4日間、休会中の審査とすることに決定いたしました。

以上のことから、定例会3月会議の期間については、代表・一般質問及び予算等審査特別委員会の審査期間を考慮して、本日から3月19日までの14日間としたところであります。

また、本日の本会議前に副町長から追加補正について説明があり、休会中に象徴空間整備促進活性化に関する調査特別委員会を開会することといたしました。

最後に、定例会3月会議は、新年度予算の審査等もあり、開催期間が長くなることから、議会運営に特段のご協力をいただきますよう、お願い申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎諸般の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第3、議長から諸般の報告をいたします。

定例会3月会議の再開は、議案等の審議の関係上おおむね14日間としたところでありますが、全日程につきましては別途お手元に配付のとおりであります。また、議会休会中における動向につきましても別途お手元に配付のとおりであります。

次に、議員の派遣結果について報告いたします。会議規則第111条第1項ただし書きの規定に基づき、平成29年定例会12月会議において議員派遣の議決をした以降現在まで、議会に関するもの、または町及び各団体から出席要請があったもののうち、議会との関連性など派遣の必要性を議長において判断し、議員の派遣を決定したものであります。その派遣結果については、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告は終わります。

◎行政報告について

○議長（山本浩平君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 平成30年白老町議会定例会3月会議の再開に当たり行政報告を申し上げます。

初めに、協働のまちづくりセミナーについてであります。2月17日、白老町コミュニティセンターで地域住民を主体とし、産官学の連携と協働による地域づくりを実践している岩手県遠野市から講師を招き、協働のまちづくりセミナーを開催いたしました。当日は70名の町民の方に参加いただき、遠野市市民センター所長やまちづくりに携わる関係者から住民が対話を繰り返し行いながらテーマごとにチームで取り組む事例や商店街のにぎわいを取り戻すため高校生と一緒にキャラクターづくりを行った事例、山、里、暮らしなど地域の特色を生かした民泊などを進めるNPO法人の取り組みなどが紹介されました。今後におきましてもこれらの事業を通して人と人の結びつきを大切に本町の地域コミュニティの活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、北海道開発局との職員人事交流についてであります。2020年の象徴空間開設に向け準備が本格化してきている中、このたび国土交通省北海道開発局より職員の相互人事交流の申し入れがありました。既に本町では文化庁への研修派遣、北海道との相互人事交流を行っているところでありますが、象徴空間開設準備の加速化、職員の人材育成といった面で非常に有意義であると判断し、申し入れを受託することとしました。派遣対象職員は主任職以下の若手職員、双方、派遣先に席を移す割愛の形をとり、相互人事交流の期間は平成30年度からの2年間を予定しております。開発局へ行く職員、白老町に来られる職員には互いの組織を離れ、新たな環境での業務に大変苦労することと思いますが、何よりもかえがたい貴重な経験を得て、一回りも二回りも成長し、開発局と白老町のパイプ役になることを期待しております。

最後に、要望活動報告をいたします。民族共生象徴空間リンケージ事業についてであります。1月26日から4日間、北海道、白老アイヌ協会、アイヌ民族博物館職員など11名でハワイ州オアフ島を視察訪問してまいりました。本事業は、民族共生象徴空間の一般公開に向け、地元のアイヌの方々が象徴空間の開設においてどのようなかかわりを持ち、アイヌ文化の継承をより確実なものにしていくのか、また地元事業者とどのような連携が可能なのか検討するために行われている事業であります。現地ではポリネシアカルチャーセンターやビショップ博物館等を視察し、展示方法や魅力発信方法を学んだほか、団体や企業との連携策の調査を行うとともに、北海道人会と外国人向けの情報発信や誘客促進策について意見交換をしてまいりました。

なお、本3月会議には、新年度各会計予算案を含む議案28件、報告1件を提案申し上げておりますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

◎平成30年度町政執行方針説明

○議長（山本浩平君） 日程第5、この際、町長から平成30年度の町政執行方針の発言の申し

出がありますので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 平成30年白老町議会定例会 3月会議の再開に当たり、30年度の町政運営の方針について、私の所信を申し上げます。

私が、白老町長に就任し、町政運営を託されてから、2期目2年4カ月が経過したところであります。

この間、私は、「みんなの心つながる、笑顔と安心のまち」を基本に、町財政の健全化を目指すとともに、地域の活性化や町民の安全・安心に取り組み、多くの方々と意見交換や協議を重ね、国や北海道を初め各関係機関等への要請活動を行うなど、町政運営に傾注してまいりました。

こうした中であって、ことしは、アイヌ民族と協力し蝦夷地を踏破した松浦武四郎の提案によって「北海道」と改称されてから150年目の歴史的な区切りの年であります。

その歴史的節目に当たり、改めて数々の苦難を乗り越え、今日のふるさと白老を築いてきた先人たちの艱難辛苦に思いをはせるとともに、次代に息づくこのふるさとの想像のために、2020年の民族共生象徴空間の開設を地方創生の大きなチャンスと捉え、町民誰もが「住み続けたい」と思える活力あふれる未来を、町民の皆様とともにつくっていかねばならないと強く認識しております。

30年度の町政執行に当たりましては、町民の暮らしの安全・安心を守る取り組みを着実に進めるとともに、子育て・教育環境の充実、将来に向けた地域医療提供のあり方、そして、2年後に迫る民族共生象徴空間の開設に伴う受け入れ環境の整備を最優先課題と位置づけ、地域の個性・資源を最大限に生かし、自立的発展に向け、総力を挙げて取り組んでまいります。

次に、町政に臨む基本姿勢についてであります。

人口減少や少子高齢化という時代の荒波に屈することなく、新たな未来を切り開いていくため、強固な財政基盤の確立を目指すとともに、地域が一丸となって、さらなる多文化共生のまちを進化させるために未来創生のともしびを高く掲げて挑んでまいります。

多様な価値観や生活様式を受容しながら不易と流行の中で新たな歴史と文化の創造を目指す「文化の共生」、1次産業から3次産業までの多様な担い手が連携・協力し、経済循環を向上させることで産業の発展を目指す「産業の共生」、そして、子供から高齢者までみんなで支え合う「暮らしの共生」の実践が進み広がることによって、お互いを理解、尊重し、ともに支え、自立し、生き生きと暮らせる「ともに活躍するまちづくり」を推進してまいります。

したがって、平成30年度は、「多文化共生の進化～未来創生へ向けてともに活躍するまちづくり」を町政に臨む基本姿勢とし、次の3つの方針でまちづくりを進めていきます。

1、歴史・文化を理解し、活躍する人づくり。

基本姿勢の1つ目は、歴史・文化を理解し、活躍する人づくりであります。

先人が築いてきた歴史文化、そして、アイヌ民族の共生の精神から学び、ふるさと白老を愛し、生きがいを持って活躍する人材の育成を強化し、まちの魅力を国内外に広く発信してまい

ります。

何よりも、ふるさとを愛し、希望を持って、みずから行動する多くの人々の存在こそが、あすの白老をつくる原動力であります。

そのため、2020年の民族共生象徴空間の開設に向け、アイヌ文化を初め、ふるさとの歴史・文化などの魅力に関する知識・理解を深めるふるさと再発見講座やイオル体験交流事業、アイヌ文化を学ぶふるさと学習事業のほか、象徴空間をともにつくり出す機運向上、まちの魅力を発信するためガイド人材の育成に積極的に取り組み、歴史・文化を理解し、活躍する人づくりを推進してまいります。

2、稼ぐ力の創出による活力あるまちづくり。

基本姿勢の2つ目は、稼ぐ力の創出による活力あるまちづくりであります。

未来創生を推進していくためには、新たに人を呼び込み、稼ぐ力を発揮し、地域経済の好循環を創出していくことが求められます。

こうした産業・経済力の向上を図るため、まちに1次から3次までの多様な産業構造があることの強みと、地場にある豊かな資源を最大限に生かして、生産、加工、流通、販売を行う各分野が連携、協力し、地域内経済循環を生み出し、稼ぐ力を高めることで、未来創生への推進力としてまいります。

そのため、地場産業の経営基盤安定に向けた支援を行うとともに、民族共生象徴空間の開設を人や情報の流れが活発化する最大の好機と捉え、アイヌ文化を生かした産業化の推進、空き店舗等の活用による操業支援や事業誘致活動に組み込み、稼ぐ力の創出による活力あるまちづくりを推進してまいります。

3、安心して暮らせる共助の地域づくり。

基本姿勢の3つ目は、安心して暮らせる共助の地域づくりであります。

少子高齢化、人口減少などによる地域づくりの担い手不足や地域コミュニティ機能の低下などの解消を図るため、地域内のつながりを深め、誰もが互いに支え合う共助の取り組みの輪を広げていくことが求められます。

そのため、多様な人たちが、対話・交流を通してつながりを生み出し、地域力の向上を目指して生きがいを持って活動する人づくりの取り組みを進めるとともに、地域みずからが主体となってコミュニティの再生を目指す取り組みへの支援を進めてまいります。

また、次世代を担う子供・子育て世代の支援や青少年の健全育成、支援が必要な方々の居場所づくりなど、町民が相互に支え合い、ともに自立し、健康で心豊かに安心して暮らせる共助の地域づくりを推進してまいります。

これら3つの基本姿勢は、行政だけではなし遂げられません。まちは町民の皆さんの大切な暮らしの場です。「多文化共生」をキーワードとして、地域再生の鍵と言われる多様性、包摂性、持続可能性を大切に「文化・産業・暮らしの共生」の取り組みを、官民それぞれが持つ特性と役割を生かし、実践を繰り返すことで、「みんなの心つながる笑顔と安心のまち」を目指してまいります。

次に、主要施策の展開について申し上げます。

この1年は、白老町の持続的な未来を軌道に乗せ、実行に向けて、確かな歩みを前進させる重要な年と位置づけております。

30年度の主要施策については、総合計画に示された各施策に基づいて、次の5つの分野に取り組んでまいります。

主要施策の第1分野は、「生活・環境」であります。

人と環境に優しい安全で快適に暮らせるまちを目指すため、防災につきましても、大規模化・多発化する自然災害による被害を最小限に食いとめるため、自助・共助・公助の取り組みの強化を図り、安全・安心な暮らしの確保を目指します。

そのため、しらおい防災マスター会との連携を深めるとともに、実践的な防災訓練や自主防災組織への支援を行うなど地域防災力の向上に取り組んでまいります。また、防災行政無線設備の改修や避難所のWi-Fi（ワイファイ）環境整備を行うとともに、災害発生時の司令塔である役場庁舎の耐震診断と改修整備計画の策定を行い、今後の整備方法等について協議を進めてまいります。

治水・海岸保全につきましては、河川・排水路の維持管理のほか、河川砂防事業としてバンノ沢川砂防事業や萩野12間線川の災害対策事業を行います。

また、海岸保全対策としては、北海道事業として竹浦・虎杖浜地区海岸保全施設整備事業や災害復旧事業の早期完成に向けた要望活動を進めるとともに、国の事業として白老地区人工リーフの整備を引き続き進めてまいります。

消防・救急につきましては、火災の未然防止に努め、町民の生命・財産を守るため、防火対象物の指導、住宅用火災警報器設置・更新の促進、協力団体との連携強化に取り組むとともに、職員・団員の訓練強化を図り、町民が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、高規格救急自動車の更新、消防用資機材、消防団装備の整備・更新を行うとともに、消防自動車等の更新を計画的に進め、消防・救急・救助体制の充実に努めてまいります。

環境保全につきましては、自然と共生し、持続可能な循環型の地域社会をつくるため、ごみの減量やリサイクル、環境美化など、事業者や町民と協働し、住みやすさを実感できる取り組みを進めてまいります。また、不法投棄や管理不全の空き地の指導を徹底するとともに、有害鳥獣や害虫の駆除など、快適な生活環境の保全に取り組んでまいります。

さらに、PCB廃棄物処分を計画的に行うとともに、葬苑火葬炉等の修繕や墓園の適正管理を進めてまいります。

住環境につきましては、引き続き町営住宅の計画的な改修等を進めるため、美園団地の外壁・給水設備や竹っこ団地の屋根・外壁改修等、そして、虎杖浜団地の建具の改修を進めるとともに、空き家・廃屋対策を推進してまいります。

また、土地の有効活用を促進するため、緑丘職員住宅の解体撤去を進めてまいります。

上水道につきましては、町民の快適な暮らしを支え、生活環境の向上を進めるため、安全で安心な水の安定供給を目指し、萩野・北吉原地区の老朽管更新事業を進めるとともに、減額した基本料金体系を引き続き維持してまいります。

下水道・生活排水処理につきましては、施設の維持・保全に向け、計画的に整備を行い、下

水道整備が見込まれない地域においては合併処理浄化槽の普及を図り、快適な居住環境を創出します。また、下水終末処理場等の長寿命化に向けた設備更新のほか、汚水処理施設共同整備事業を推進してまいります。

道路につきましては、竹浦2番通りの改良舗装を引き続き行うとともに、白老小学校通り及び北中通りの舗装補修工事を実施し、そして、新たに虎杖浜西4号通りの改良舗装事業化に向け、概略設計を行います。

また、橋梁の長寿命化事業として、萩野12間線跨線橋の撤去工事、陣屋橋・隆盛橋の補修工事を行うほか、石山・北吉原の道路排水処理事業に取り組むなど、安全・安心で快適に暮らせる道路環境を維持してまいります。

さらに、民族共生象徴空間の開設に向けた周辺道路の整備として、ポロト公園線改良舗装工事、末広東町通り跨線橋の整備を進めるとともに、国道や道道の整備を促進し、交通アクセスの改善を図ってまいります。

公共交通機関につきましては、交通空白地域の移動手段を確保していくため、地域循環バス元気号やデマンド交通の利用促進を図るとともに、交流人口の増加に対応するため、交通事業者への増便等の要請活動を行うなど、交通手段の維持と改善に取り組んでまいります。

主要施策の第2分野は、「健康・福祉」であります。

健康づくりにつきましては、みんなが健やかに安心して暮らせるまちを目指すため、子ども・子育て世代への支援として、乳幼児健診における健康相談・指導等の充実を図るほか、新たに中学生へのピロリ菌検査の助成を行うとともに、特定不妊治療助成の対象を男性にも拡大します。また、子育て世帯への支援として、子ども医療費助成制度の周知強化を引き続き進めてまいります。また、成人の健康づくりについては、健康診査未受診者対策の徹底や、糖尿病の重症化予防のための栄養指導・保健指導を行うとともに、心の健康づくりとして、ゲートキーパー養成講座を開催し、自殺対策計画の策定を進めてまいります。さらに、新たな国民健康保険制度の運営に取り組むとともに、国保加入者の特定健診及び後期高齢者の健康診査無料化の情報発信による受診者の拡充を図ってまいります。

地域医療につきましては、町立病院は地域における基幹的な公立医療機関として、信頼向上に努め、地域医療の向上に貢献するとともに、町立病院経営改善計画に掲げる目標値を着実に実行し、経営の安定化を図ってまいります。

また、昨年お示しした改築を契機とする町立病院の方向性につきましては、地域や議会からいただいた意見等を踏まえ、地域にふさわしい持続可能な地域医療提供のあり方について、庁内や関係機関との協議を深め、病院改築基本方針の策定に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

地域福祉につきましては、住みなれた地域で人と人とのつながりを大切にして誰もが安心して暮らしていくために、福祉サービスの充実として、福祉サービス提供事業所との連携強化や相談支援体制の充実を図るとともに、重度障がい者へのタクシー補助の拡大など移動困難者対策の取り組みを進めてまいります。

また、地域で見守る仕組みの推進として、災害時要援護者対策や民生委員児童委員などによ

る相談・支援の充実を図るとともに、これらの活動に必要な個人情報の取り扱いに関する条例等を含め検討を進めてまいります。

子育て支援につきましては、次世代を担う子どもの健やかな成長と子育て中の親を支えるため、家庭教育向上の取り組みとして、父親参加型行事や子育て講座など広く参加促進を図るとともに、子育て全般について相談できる体制の充実を図ってまいります。

また、子ども一人ひとりの発達に応じた適切な支援を行うとともに、関係機関と連携しながら要支援・要保護児童家庭に対する総合的な支援体制の強化を図ってまいります。

さらに、子どもの安全な居場所づくりの充実に努めるとともに、老朽化が著しい地域子育て支援拠点の整備方針について検討を進めてまいります。

高齢者福祉につきましては、地域包括ケアシステム構築を視野に、第7期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画に基づく介護予防等の推進、地域全体で見守り互いに支え合う体制づくりの充実に取り組んでまいります。

特に、要支援者の訪問型、通所型サービスの運用や移動サービスの充実、各種健康教室・サロンの開催による健康づくりや閉じこもり予防の充実、各地域における認知症カフェの開催など、地域や関係団体等と連携しながら、高齢者が安心して暮らせる環境づくりの充実を図ってまいります。

主要施策の第3分野は、「教育・生涯学習」であります。

生きる力を育み、生きがいを実感できるまちを目指すため、教育行政執行方針に示すもののほか、白老町教育大綱・白老町教育推進基本計画の基本理念であります「ともに学び合い、こころひびかせ笑顔かがやく、教育の町しらおい」に基づき、まちづくりの確かな基盤となる教育の創造と実践に取り組んでまいります。

民族文化につきましては、イオル再生事業による体験交流活動や学習機会、各種イベントなどを通して、アイヌ民族の歴史・文化への理解促進と普及啓発を行うとともに、アイヌ関連団体と連携しながら、アイヌ伝統文化を次代につないでいくための各種人材育成に取り組んでまいります。

また、アイヌ民族の歴史・文化を発信する機会の充実を図るため、象徴空間開設後の旧社台小学校校舎等の有効活用に向け、関係団体と一丸となって要請活動を継続してまいります。

スポーツ・レクリエーションにつきましては、スポーツに親しみ、健康や体力づくりの増進を図るための場所と機会を充実してまいります。

また、老朽化等の著しい桜ヶ丘運動公園テニスコートの整備に向けた実施設計や町営球場スコアボード、町民温水プール児童用ろ過機等の整備を進めてまいります。

国際・地域間交流につきましては、姉妹都市との友好のきずなを広げていくため、民間活力を生かした交流を支援するとともに、町民の主体的な交流活動を推進します。

また、グローバルに活躍する人材を育成するため、子どもたちが参加できる青少年海外交流事業に取り組んでまいります。

人権につきましては、正しい理解と人権尊重の理念を深めるため、人権擁護委員や保護司などの関係団体との連携による人権教育を進め、多文化共生につながる意識啓発を推進してまい

ります。

主要施策の第4分野は「産業」であります。

産業連携・雇用につきましては、地域資源を生かした個性と魅力あふれる産業のまちを目指すため、産業活動の連携強化や地域資源を生かした企業誘致に取り組み、地域経済の活性化を図ってまいります。

また、中小企業への低利融資制度による経営の安定化や企業ニーズの把握、人材誘致活動の支援、合同企業説明会の充実などを通して、雇用の確保や地域産業力の基盤構築を図ってまいります。

さらに、子育て世代の移住・定住支援を行うとともに、全国移住フェアなどに参加し、移住・定住の促進に取り組んでまいります。

港湾につきましては、白老港の利用促進を図るため、第3商港区の静穏度向上に向けた施設整備を促進してまいります。

また、新規取り扱い貨物の開拓やクルーズ船の誘致に向けてポートセールスを行い、第3商港区の利用拡大を図るとともに、港湾施設の維持管理に努めてまいります。

商工業につきましては、商店街などの空き店舗対策や創業支援に取り組むとともに、地域資源を利活用した商品開発等を行う事業者を支援し、町なかの魅力づくり、にぎわいの創出を進めてまいります。

また、「しろおいブランド認定制度」を運用し、ブランド力の強化と販路拡大を図るとともに、各種イベントやふるさと納税、ふるさと会における地場製品のPRを推進してまいります。

観光業につきましては、民族共生象徴空間の開設による国内外からの来訪者の増加を見据え、人を呼び込み、稼ぐ力を創出するため、受け入れ態勢の強化を図ってまいります。

そのため、推進母体となるまちづくり会社を設立するとともに、着地型観光に取り組み、町内の回遊性を高める体験プログラムの造成や観光振興を担う人材育成等を進めるほか、観光誘客活動や新技術を駆使した夜のテーマパークの調査研究に取り組んでまいります。

また、アイヌ手工芸品等の生産・研修活動の拠点として、観光インフォメーションセンターと物販機能を兼ね備えた（仮称）地域文化・観光研修センターの整備を進めるとともに、まちの観光の顔となる白老駅北観光商業ゾーンにおける事業者誘致を進めてまいります。

さらに、象徴空間周辺整備として、人の流れの起点となる白老駅舎や自由通路の整備及び駅前広場の拡張に伴う整備を進めてまいります。

農林業につきましては、肉用牛生産の安定に向けた飼養管理体制の強化や畑作等の基盤整備による生産性の向上、若手生産者の人材育成を支援するなど、農業の生産基盤強化を推進してまいります。また、農産物を安定的に供給するため、産業間連携を進め、販路拡大と物流の確保に努めるとともに、6次産業化の推進を図ってまいります。

林業は、民有林対策として未来につなぐ森づくり推進事業による取り組みを推進するとともに、今後において導入が予定される森林環境税を踏まえるなど、町有林を含め計画的な整備により森林の持つ多面的な機能の増進を図ってまいります。

水産業につきましては、漁業経営の基盤を強化し生産性の向上を図るため、資源管理型漁業

と栽培漁業における管理体制の強化を図ってまいります。

また、近年増加傾向であるサメの被害等を踏まえ、有害生物の駆除等による漁場環境の向上、さらには衛生管理・安全操業・就労環境の改善に向けた取り組みを漁業関係団体と連携しながら進めてまいります。

主要施策の第5分野は「自治」であります。

町民一人ひとりが自立してともに生き生きと活躍するまちづくりを進めるため、協働のまちづくりにつきましては、地域みずからが主体となって、コミュニティの再生を目指す取り組みへの支援を行うとともに、多様な人たちが、対話・交流を通してつながりを深め、ともに地域の発展を目指す「みらい創りプロジェクト」の取り組みを進めてまいります。

行財政運営につきましては、財政では、財政健全化プランを指針として、着実に財政運営を行い、実質公債費比率の削減と基金の積み立てに努めるとともに、2020年以降を見据えた将来見通しの推計を進めてまいります。

また、ふるさと納税の拡大を図る取り組みを進めるとともに、地方創生につながる政策を着実に実行していくため、有利な財政支援制度を活用するなど、財源の確保に努めてまいります。

行政改革では、限られた財源や人員の中で、多様な行政課題に対応するため、組織機構の再点検や定員管理の適正化、人事評価結果の反映、情報システムの活用、事務事業の見直しなどに取り組み、効率的効果的な行政運営を行います。

以上、30年度の主要施策について、総合計画の5分野に基づいて概要説明申し上げます。

次に、予算編成について申し上げます。

国は、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては子ども・子育て支援や地方創生、公共施設等の適正管理に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、歳出改革も行うこととしております。また、歳入面についても地方の一般財源総額は、実質的に平成29年度の水準を確保することとしております。

地方財政計画であります。地方税・地方譲与税等は、平成29年度に引き続き伸びており、前年比で1.0%の増加となっておりますが、地方交付税は厳しい財源確保の中で前年比2.0%の減少となっております。また、臨時財政対策債も前年比1.5%の減少となったものの、一般財源総額は、安定的に財政運営を行うことができるよう、前年比0.1%増の過去最高額を確保したことになります。

本町においては、29年度より財政健全化プランに沿って、財政の安定を保ちながら町民生活の向上に重点を置いた予算配分を行い、事業を推進してまいりました。

30年度予算編成につきましては、この流れをとめることなく継続していくとともに、2020年の民族共生象徴空間の開設を間近に控え、歳入の確保が厳しさを増す中であっても、財源を最大限確保しつつ、象徴空間周辺整備のためのハード事業や受け入れ環境整備などのソフト事業を多彩に盛り込み、選択と集中により展開していく積極予算を編成いたしました。

この結果、一般会計につきましては、総額109億2,000万円、前年比12億円、12.3%の増加となり、過去10年間で一番大きい予算規模となっております。

次に、歳入歳出の概要についてであります。

最初に歳入についてであります。

町税につきましては、町民税は、法人町民税が徐々に景気回復の傾向が見られるものの、個人町民税は人口減少と高齢化の影響のほか、個人事業者の所得減少が見込まれ、全体としては906万4,000円の減、固定資産税は3年に1度の土地と家屋の評価がえの影響等により、4,258万6,000円の減を見込んでおり、町税全体では前年比4,818万6,000円、2.1%減の22億3,479万7,000円を計上しております。

交付金関係につきましては、地方消費税交付金が前年比2,230万円、6.9%増の3億4,630万円を見込み、交付金関係全体では、5億7,330万円を計上しております。

地方交付税につきましては、地方財政計画で前年比2.0%の減となっておりますが、普通交付税は、前年比6,000万円、1.8%減の33億6,000万円を計上し、特別交付税は4,800万円を上乗せし、3億2,800万円を計上しております。

町債につきましては、通常分1億1,790万円、過疎債ハード分2億7,590万円、過疎債ソフト分7,260万円とし、前年度比2億880万円、81%増を計上するとともに、臨時財政対策債は8,500万円、23%減の2億8,300万円を計上しております。町債全体では1億2,380万円、19.8%増の7億4,940万円を計上しております。

次に、歳出であります。

経常経費につきましては、総額87億3,992万5,000円で、前年比3億701万4,000円、3.6%の増となっております。主な増減の要因は、給与費5,074万4,000円の増、繰出金6,738万3,000円の増、公債費9,863万9,000円の減、一般行政経費2億914万円の増によるものであります。

臨時事業費につきましては、総額21億8,007万5,000円で、前年比8億9,298万6,000円、69.4%の増となっております。その内訳は、継続事業として63件、10億4,243万4,000円で、前年比1億1,514万2,000円、12.4%増となっており、新規事業は、39件、11億3,764万1,000円で、前年比7億7,784万4,000円、216.2%増を計上しております。

次に、特別会計、企業会計について申し上げます。

初めに、特別会計7事業につきましては、総額73億2,717万1,000円、前年比1億2,195万8,000円の増となっております。

主な増加事業会計は、公共下水道事業特別会計の5億8,424万4,000円と介護保険事業特別会計の3,888万3,000円の増、減少事業会計は、国民健康保険事業特別会計の5億870万円の減であります。

次に、企業会計2事業であります。その総額は14億6,185万6,000円で、前年比5,718万7,000円の減となっております。

水道事業会計につきましては、収益収支の収入で476万3,000円の減、支出で550万4,000円の減とし、資本的収支では、支出において4,571万2,000円の減としております。

国民健康保険病院事業会計につきましては、前年度に引き続き収益的収支のみの予算編成であり、前年比597万1,000円の減となっております。

なお、一般会計からの繰入金は、6,738万3,000円の増であり、主な増加事業会計は、公共下

水道事業特別会計の5,413万3,000円と後期高齢者医療事業会計の879万円の増であります。

以上、予算編成の概要につきましてご説明申し上げましたが、詳細については、後ほど予算案の審議に沿って担当より説明させていただきます。

以上の結果、30年度の当初予算は、一般会計109億2,000万円、特別会計73億2,717万1,000円、企業会計14億6,185万6,000円、合計197億902万7,000円であります。

以上、3月会議に当たり、町政に臨む私の基本姿勢と、主要施策の展開、予算の概要について述べさせていただきました。

30年度は、申し上げましたように「多文化共生の進化～未来創生へ向けてともに活躍するまちづくり」を基本姿勢として、「みんなの心つながる、笑顔と安心のまち」に邁進していきたいと思っております。

私たちの前には、少子高齢化や人口減少によるさまざまな障壁が立ちはだかっています。しかし、私たちは子どもたちの未来のために、決して妥協せず、確実に前進し、魅力あふれるふるさと白老をつくり出していかなければなりません。

私は、このまちには、新たな発展をつくり出す数多くの可能性が秘められていると確信しております。それらをまちづくりの糧として、お互いにあすをどうすべきなのか建設的な議論を重ねながら、ともに力を合わせ、ともに汗を流し、ふるさと白老の輝かしい未来を切り開いていくため、たゆまぬ努力を続けていく決意であります。

最後になりますが、町民の皆様、そして議員の皆様のより一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、平成30年度に当たっての町政執行方針といたします。

◎平成30年度教育行政執行方針説明

○議長（山本浩平君） 日程第6、次に教育長から平成30年度の教育行政執行方針の発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

安藤教育長。

〔教育長 安藤尚志君登壇〕

○教育長（安藤尚志君） 平成30年白老町議会定例会3月会議に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

加速する人口減少やグローバル化の急速な進展、人工知能の普及など、社会構造が大きく変化する中、人々の価値観やライフスタイルも多様化し、教育における課題はますます複雑化しております。

このように将来を予測することの難しい時代においては、生涯を通じて不断に学び、考え、変化に対応しながらみずからの人生を切り開き、よりよい社会づくりに貢献することのできる人材を育成することが教育に求められております。

そのため学校においては、次期学習指導要領の理念を踏まえ、相互に支え合いながら、持続可能な社会の一員としての役割を果たすために必要な力を子供たちに身につけさせることが重要な課題となっております。

また、生涯学習においては、人生100年時代の到来に向け、町民一人ひとりがふるさとの歴史

や文化を尊重し、主体的な学習活動を通じて創造性を高め、豊かな感性を養い、その学びの成果を生かすことができるよう学習環境の充実を図ってまいります。

このような考えのもと、「地域を支え、豊かな未来を切り開く人づくり」を目標に掲げ、その具現化に努めてまいります。

以下、学校教育、生涯学習の順に、30年度における主な施策の執行方針を申し上げます。

初めに、学校教育について申し上げます。

社会で生きる力の育成についてであります。

学力向上については、本町の指針である「児童生徒の学力向上を目指す白老町スタンダード」を基軸に推進してまいります。その中核となる授業の充実を図るため秋田県能代市と連携した教師派遣及び講師招聘を引き続き実施し、秋田型授業の定着と教師力の向上に努めてまいります。

白老町スタンダードの成果検証とP D C Aサイクルに基づいた取り組みの充実を図るため、29年度に引き続き公費による学力調査を小学校、中学校で実施します。なお、中学校においては実施教科を拡大します。

また、小学校での漢字検定、中学校での英語検定や白老寺子屋を継続し、みずからの可能性に挑戦する機会を充実させ、夢の実現を支援してまいります。

さらに、30年度から3年間、ソフトバンク社の社会貢献事業を活用して小学校へ人型ロボットP e p p e r（ペッパー）を配置し、プログラミング教育に取り組む一方、家庭、地域と連携したアウトメディアの取り組み、小学校低学年からの英語に親しむ活動を継続して、新たな時代に対応した教育を推進してまいります。

このように、教育的ニーズは多様化し、学校の教育活動は複雑化しておりますが、それを確実なものにするためには、義務教育9年間を通して切れ目のない学びを確立する必要があります。そのために白老中学校区では小中一貫教育を、白翔中学校区では小中連携教育を推進し、豊かな学びを創造してまいります。

こうした取り組みを支援するために、引き続き学習支援員2名を小学校に配置するとともに、保護者の経済的負担を軽減するため、就学援助の運用を見直し、31年4月から小中学校へ入学する児童生徒への入学準備金の前倒し支給を行います。

特別な教育的支援を必要とする子供の教育については、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、特別支援コーディネーターを中心に個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、一人ひとりの教育的ニーズに応えるとともに、合理的な配慮を充実させて、自立と社会参画を支援してまいります。また、その充実を図るため、特別支援教育支援員を1名増員し、8名を配置いたします。

郷土への愛着や誇りを育む教育活動については、2020年の民族共生象徴空間の開設を見据え、「ふるさと学習指導モデル」を基軸とした授業実践や白老東高校との連携によるアイヌ民族の歴史と文化を学ぶ機会を充実させてまいります。また、仙台藩白老元陣屋資料館を活用し、本町の歴史への理解を深めるを指導にも取り組んでまいります。

さらに、29年度に施行した土曜授業「ふれあいふるさとD a y」を年2回、全ての小中学校

で実施することとし、地域の方々との触れ合う機会を充実させ、ふるさと白老への愛着を育んでまいります。

次に、豊かな心と健やかな体の育成についてであります。

道徳教育については、そのかなめとなる道徳の授業が小学校では30年度、中学校では31年度より「特別の教科 道徳」となることから、校内研修や授業実践を通じた教員の指導力の向上を図り、参観日などで授業を積極的に公開し、家庭や地域への理解を深めてまいります。

さらに、職場体験やボランティア活動、認知症サポーター養成講座など、地域社会とのかかわりを通して、地域を支え互いを認め合う共生の心と自立する力を育てまいります。

生徒指導の充実については、いじめは人間として絶対に許されない行為であるという認識のもと、「白老町いじめ防止基本方針」に従い、未然防止と早期発見、早期解消を図るため、アンケート調査などによる実態把握と日常的な指導を行い、関係機関などと密接に連携しながら対応してまいります。

また、不登校への対応については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター指導員が連携した相談体制を充実させ、子供を取り巻く環境の改善と心の成長を支援してまいります。

健やかな体の育成については、全ての小中学校で、体力向上プランを作成し、体育の授業の充実や部活動の奨励、一校一実践の体力づくりに努めてまいります。さらに、スポーツ指導員等による基礎的な体力の定着や運動能力の指導、家庭、地域と連携した運動習慣づくりに取り組んでまいります。

また、中学校2年生を対象にピロリ菌検査を実施し、町長部局と連携して胃がん予防に取り組むとともに、食育においては「子どもが作る弁当の日」を設定し、保護者への感謝の気持ちや食への関心を高めてまいります。また、がん教育、薬物乱用防止教室、性に関する指導を継続し、健やかな体の育成を図ってまいります。

学校給食については、衛生管理の徹底による安全安心でおいしい給食の提供に努め、食を通して子供たちに望ましい食習慣を身につけさせるため、指導の充実を図るとともに、地場産品の活用をさらに進め、郷土に関心を寄せる心を育むよう「ふるさと学習」に取り組んでまいります。

また、アレルギー対応給食につきましては、対象の児童生徒が増加していることから、より一層の安全確保に努めてまいります。

さらには、職業体験、パクパク探検ツアー、施設見学や町民向け試食会などを実施し、学校給食を通して食育の大切さを深めるために各事業を展開してまいります。

次に、地域とともにある学校づくりの推進についてであります。

白老小学校、白老中学校を小中一貫型コミュニティ・スクールとし、地域とともにある学校づくりを推進してまいりましたが、30年度は、白翔中学校区の各小中学校をコミュニティ・スクールに指定し、学校運営協議会を通して保護者、地域住民の学校運営への参画を図るとともに、地域学校協働本部と連携して地域ぐるみで子供の成長を支える取り組みを充実させてまいります。

安全安心な学校づくりについては、危機管理マニュアル、食物アレルギー対応マニュアル等の点検と見直しを行いながら、危機管理体制の徹底と未然防止に努めるほか、交通安全教室、防犯教室や防災訓練等を実施し、児童生徒みずから危険を回避する力を養成してまいります。

さらに、教職員を対象に救急救命講習会を実施するなど、関係機関と連携して子供の命を守る体制整備を進めてまいります。

教育環境については、白老中学校の校舎、バックネット、屋外フェンスなどの施設改修を行います。また、31年度からの本格稼働を目指し、教師用パソコンの整備とあわせて校務支援システムを導入して、教職員の働き方改革を推進し、学びを支える教育環境の充実を進めてまいります。

さらに、小学校においては合同で授業や行事を行う集合学習を実施し、小規模校の学習環境の改善を図るとともに、適正規模を含めた望ましい教育環境のあり方について検討してまいります。

次に、生涯学習の推進について申し上げます。

初めに、社会教育活動の充実についてであります。

青少年・成人教育の推進については、学校や家庭、地域と連携しながら社会教育団体の活動支援や事業への参加奨励を行い、活力ある地域づくりに取り組んでまいります。

そのためには、人材の育成が急務であることから、青少年教育では体験活動を充実させ、道教委と連携したジュニアリーダー研修により、次世代リーダーを養成してまいります。

また、国際姉妹都市ケネル市への青少年海外交流を通じて、豊かな国際感覚を身につけさせるとともに、歴史姉妹都市仙台市への歴史に触れる旅を通じて、多様な文化を理解する力を養ってまいります。

成人教育については、まち歩き講座を引き続き実施し、ボランティアガイドとしての基盤づくりを行うとともに、学習資料の作成を通して、まちの魅力を深く理解する人材の育成に努め、民族共生象徴空間に向けた機運の醸成を図ってまいります。

高齢者教育については、長寿社会の進展に伴いアクティブシニアが増加する中、高齢者みずから社会的な役割を果たし、心身の健康増進に努め、生きがいを持って生活できる環境の整備が求められております。

このことから、その中心となる高齢者大学においては、クラブ活動の充実を努め、運営の活性化を図ってまいります。また、老朽化が進んでいる高齢者学習センターについては、一部を31年度に白老中学校へ移転し、学習環境を改善してまいります。

社会教育事業については、町民の多様なニーズへの対応が求められております。このことから、社会教育委員の資質を高め、事業の活性化に取り組んでまいります。

また、みんなの基金を活用した町民団体の主体的な活動を支援するとともに、各種大会派遣への助成を行うなど、誰もが活躍できる生涯学習社会を構築してまいります。

社会教育施設については、長寿命化に向けた修繕と改修を計画的に行なってまいります。

芸術文化活動の推進については、本町の豊かな資源を活用した活動や多彩な芸術に触れる機会を充実させ、地域文化を創造し、活動の活性化を図ってまいります。

そのため、白老町文化団体連絡協議会やNPO法人しらおい創造空間「蔵」など社会教育関係団体との協働を深め、指導者養成やリーダーの発掘に努めてまいります。

文化財の保存と活用については、町民の身近な学びの場である仙台藩白老元陣屋資料館において、さまざまな博物館活動を展開し、来館者に親しまれる施設運営を図ってまいります。

また、アイヌ民族博物館が3月末に閉館することから、象徴空間開設までの2年間、出前講座や展示などを開催して、アイヌ文化の情報発信に取り組んでまいります。

史跡白老仙台藩陣屋跡の整備については、保存活用計画策定に向けた情報収集と現況図作成を行ってまいります。

読書活動の推進については、全ての世代の町民が本を読む楽しさを共有できるよう、図書館においては蔵書の充実や読書環境の整備に努めるとともに、移動図書館車の活用や関係機関との連携を通して、本と触れ合う機会を創出し、さらなる図書館サービスの向上に努めてまいります。

また、子供にとっての読書は豊かな心の形成に必要なものであることから、現在、道教委で策定中の「第4次北海道子ども読書活動推進計画」を踏まえながら、読書活動の一層の充実を図ってまいります。

健康づくりについては、2年間継続してまいりましたトレーニング機器を30年度も配置するとともに、施設の一部改修を行います。また、トレーニング教室を開催し、町民の健康増進に取り組んでまいります。

スポーツの振興については、各種スポーツ大会の開催に向けて主催者や競技団体と連携しながら支援を行ってまいります。さらに、スポーツ推進委員や体育協会加盟団体等の協力のもと、指導者の育成とその普及に努めてまいります。

スポーツ施設の運営については、指定管理者と協議を行いながら、円滑な運営と多彩な自主事業による利用促進を図ってまいります。また、桜ヶ丘運動公園テニスコートの改修に向けた実施設計や町営球場及び温水プールの修繕等を計画的に行ってまいります。

次に、青少年の健全育成についてであります。

社会環境の大きな変化に対応するためには、青少年育成町民の会など健全育成にかかわる団体との連携を深め、家庭、学校、地域全体で子どもたちを守り育てることが大切であります。

このことから、社明運動、育成大会や懇話会などの主要事業を共催して行うとともに、通学合宿などの地域との体験交流事業を積極的に支援してまいります。また、挨拶運動や見守り・啓発活動などを充実させ、子供たちが安心安全に過ごせる環境づくりを推進してまいります。

「しらおい子ども憲章」の推進については、子供たちの夢や希望を育むために各学校の代表を子ども憲章推進委員に委嘱し、子ども夢・実現プロジェクトによる予算づくりや子ども会議を開催いたします。

また、中学校においては、キャリア教育の一環としてプロフェッショナル講演会を実施し、子供たちの夢を育ててまいります。

以上、30年度の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

どのように社会が変化しようとも、ふるさとを愛し、地域の発展に貢献する人材の育成が求

められています。

教育委員会といたしましては、関係団体や町長部局と連携して、ふるさと白老の発展のために、生涯にわたり町民一人ひとりの学びを推進し、「地域を支え、豊かな未来を切り開く人づくり」に取り組んでまいります。

町民の皆様、並びに、町議会議員の皆様の一層のご理解とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます、平成30年度教育行政執行方針といたします。

○議長（山本浩平君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時35分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次の日程に入ります前にお諮りいたします。

議案の内容等によりまして先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

これより議案の審議に入ります。

◎議案第1号 平成29年度白老町一般会計補正予算（第8号）

○議長（山本浩平君） 日程第7、議案第1号 平成29年度白老町一般会計補正予算（第8号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議案第1号 平成29年度白老町一般会計補正予算（第8号）。

平成29年度白老町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,452万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億2,519万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成30年2月20日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。ほぼ全部の款にわたる補正予算でありますので、区切りを設け質疑を行います。歳出から質疑に入ります。議案第1号の26ページをお開きください。26ページから39ページ、1款議会費から2款総務費までの歳出について、質疑があります方はどうぞ。

8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。1点だけお尋ねしたいと思います。

33ページの社台公民館の撤去の関係で、補償であるというのですけれども、1つは36号線の改築の今の状況がどういうふうになっているのか、どの程度の進捗率なのかということが1点、それとこういうのがたくさんあるとすごくいいと思うのですけれども、これと同じ、例えば下水道管、水道管とかというのはこういう移転補償というのかな、そういうものの対象にならないのかどうか。何とかうまくひっかけてやっていただくような方法というのはないものかとかというあたりをお尋ねしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 舩田象徴空間周辺整備推進課長。

○象徴空間周辺整備推進課長（舩田紀和君） 私のほうから現在の社台地区の国道拡幅についての状況についてご説明させていただきます。

現在社台地区のエリアにつきましては、国のほうの測量、それから補償に関する調査が完了をし始めておりまして、現在終わった案件につきましては用地交渉の部分を2月からスタートしております。現在、町のほうも同行しながら現段階ではそういった形で用地交渉の場について、各1件1件という形で交渉させていただいております。現在の状況としましては、20件から30件程度社台地区においてそういった用地交渉の説明を個々にスタートしている状況でございます。

○議長（山本浩平君） 工藤上下水道課長。

○上下水道課長（工藤智寿君） 国道拡幅に伴う下水道管、それから水道管につきまして私のほうからお答えさせていただきます。

現在、北海道開発局様と私どものほうで移設に関しましての協議をさせていただいておりますが、工法の関係ですとか、そういったことがありますので、まだ交渉中でございますので、ある一定程度見えた段階ではご説明させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。1点目の件なのですけれども、それはわかりました。それで、こういう問題は多分町が入ったほうが、皆さん大変だと思っただけけれども、職員の皆さんが協力できる場所はうんと協力して、やっぱり地元の説明はそういう形で地元の職員の皆さんも入ることが大切だと思うのです。そういうことをすることによって時間かかるものも若干短くすることもできるかもしれませんし、そういう点では大変だと思うのですけれ

ども、ぜひ努力をしていただきたいのと同時に、非常に面倒なものというようなものは今のところはありますか。それだけ。次に用地買収です。用地交渉で面倒なところがないかどうか。例えば最終的に国の手段を講じなくてはいけないというような面倒なものが今のところあるかどうかということだけで結構です。

それから、2点目の部分についてはわかりました。幾らかでも可能性はありますか。道かどこか知らないけれども、補償してくれるところの可能性というのは考えられるのでしょうか。それだけ。

○議長（山本浩平君） 舛田象徴空間周辺整備推進課長。

○象徴空間周辺整備推進課長（舛田紀和君） ただいまのご質問でございますが、まず交渉に際しましては2月早々にスタートしたばかりということがありまして、土地だけの交渉の方もいらっしゃる、建物等の部分もございます。そういった中で、何分にもスタートして間もないという部分もございます、現状といたしましてはある程度の流れの中で交渉は進めていけている状況ではあります。

それと、2点目の、先ほど上下水道のほうの部分につきましては、現在国道敷地内に道路占用という形で許可を受けているものになります。そういった部分の中で、今占用のほうの部分については担当課長のほうからお話がありましたが、どちらにしても占用物件として道路敷地内に入れさせていただいている部分の関係性については基本的には費用負担というのは占有者のほうが責任を持つてという部分が原則ではあるのですが、ただそういった公共施設の場合については幾分か補償費の部分というのも今協議の中で話し合いは行っております。ただ、減価償却といいますような形の減耗部分という部分もございますので、満額国のほうで費用負担をしていただいて、それを撤去できるということは、それは難しいお話ですので、一応今の協議の中としてはそういう形になってございます。

○議長（山本浩平君） 工藤上下水道課長。

○上下水道課長（工藤智寿君） ただいま象徴空間周辺整備課長の言ったことで大体そのような形になりますが、私のほうからちょっと補足させていただきますと、水道管につきましては一部占用になっていない物件がありますので、こちらについては国のほうでやっていただくような考えで私ども交渉させていただいているということがございますので、そのような中で交渉をさせていただいてもらいながら、工法も含めて、先ほども申したとおり、これから協議も続けていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

○6番（氏家裕治君） 6番氏家です。ちょっと今同僚議員の質問に関連した質問になりますけれども、確認だけさせていただきたいのです。社台地区の36号線拡幅の部分で、今社台地区で運用されている風力発電ありますよね。風力発電。すごくあそこ威圧感があるのです、現在走っていても。あの部分というのは、一体どういう形で処理されるのでしょうか。ちょっとその確認だけさせていただきたいと思います。処理というか、国のほうとしての考え方というのはどうなっているのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 舛田象徴空間周辺整備推進課長。

○象徴空間周辺整備推進課長（舩田紀和君） 風力発電施設の部分につきましては、今回の国道拡幅のエリアの中には影響がないという部分に位置しておりますので、今回移設ですとか、そういった形の対象にはなっていないのが現状でございます。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。民間が設置して、それを国が了承しているということであれば、それはそれでしょうがないのかもしれないけれども、私たちあそこ車で走っていると、本当に問題ないのかなと思ってしまうのです。要は今までも事例がないわけではなくて、風車の部分が何らかの影響で落ちたり、すごい勢いでああいうものが回っているのを見ますと、あそこが4車線に拡幅されたときにどういう形でなるのかなというのすごく心配なのです。何もなければいいのですけれども、何もないうちに一応その辺を確認しておきたかったのです。国としてもあそこ4車線化するということになる、一般車両の例えば交通災害だとかいろいろなものに対する対策は絶対とらなければいけないと思いますので、その辺だけの確認だけはしておいていただきたいなと思います。

○議長（山本浩平君） 小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君） 風力発電の部分の許認可は町の建設課を通してするような形なのですけれども、実際小型の発電ということで設置の規制というのはできない状況にあります。ですから、ある程度業者の希望したところであれば設置できるというようなことになっていきます。ただ、その場合、危険を感じて、暴風雨が吹けば後ろのほうに倒せるような形の設計になっておりますので、そのあたりは風力の強さが増した状況になりましたら、その業者がすぐ倒れて、危険がないように、影響がないようにというような、そういうことはやるようなことになっておりますので、そのあたりは我々のほうとしてもそういう災害等がない限りはある程度大丈夫なのかなというような形では確認しております。ただ、今議員が言われたような形、一応国のほうとしても当然国道拡幅についてはそのあたりは注視していくのだろうということであると思うのですけれども、そのあたりはまた再度国のほうにそういう状況の場合は注意していただきたいということで申し出をしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 29ページの職員福利厚生経費、この中のストレスチェック業務委託料、これ当初予算で聞けばよかったですけれども、ちょっと頭出ししていたかどうかわかりませので、ここで聞きしたいと思います。

これでいろいろこれまでも職員のそういう働く環境云々議論されてきましたけれども、その中でストレスチェック業務委託料のこの業務の内容、そして委託先がどういうところになるのか、それとチェックして、こういう言葉がいいのかな。ひっかかったというか、それに、我々みんな診断すればちょっと症状あるよとかないよなところひっかかった人はどれぐらいいて、そしてその後の対策はどういうふうになるのか、その辺を伺います。

○議長（山本浩平君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） ストレスチェックの業務委託の関係でございます。個人、それぞれ職員がいわゆるそういう調査票にきちっと回答する形でその職員のストレスの状況がどうな

のかということをチェックをするという形になるのですが、委託は苫小牧保健センターのほうへ委託をしていると、そういう内容でございまして、その結果が高ストレスであるという、そういう状況が出た場合は、もちろん町のほうでその管理者がおりますので、管理者のほうで相談対応をとる。もしくはその状況によっては精神科のほうの専門のお医者さんのほうに相談をさせていただくという形になるのですが、それは基本的にはあくまでもこの高ストレスの結果の出た職員が自分の意思でという形になるのですけれども、そういう中で相談をしていくという形になります。一応基本的には対象としては391人の職員がいて、受けているのがそのうちの357人でございますので、未受検の職員もいるのですけれども、その中で高ストレスだと言われている今の職員は40人ほどおります。昨年も同様のことをやっておりますけれども、昨年は43人ほどということでしたので、若干数字は下がっておりますが、大体こういう傾向にあるのかなということではありますが、状況的な部分でいうとそれがでは本当に高いのかということ、それは余りそれほど高い状況にはないのかなという、そういう認識はしておりますが、ただしやはりこういう職員がいるということですので、職場の環境というか、その辺につきましては今の働き方改革の中でも議論はしておりますけれども、ストレスのないそういう仕事に向けてこれからも検討していかねばならない、このように考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） わかりました。

これ主に、個人的な部分かなと思うけれども、業務とか職場の環境とか、そういうものに左右される流れが大きいのか、あるいはやっぱり個人的な部分でいろいろな環境の中でそうなる部分が多いのか、その辺の分析はいかがですか。

○議長（山本浩平君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） いろんな項目がありますので、具体的にこういう原因が職場にありますというような、そういう状況にはありませんけれども、職務が忙しいという部分も当然出てきておりますので、その辺はやはりそういう状況が分析されればそういう改善に向けた取り組みをしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 4番、広地紀彰議員。

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。35ページの町内会活動育成経費の中で、町内会街路灯の電気料が実績によるものとして190万円ほどの執行残といったような整理を今されるということで、これの要因ですが、ある程度承知をしているつもりなのですけれども、この削減があったということ自体はいいことだと思うのですけれども、この要因どのように分析しているのかどうかについて伺います。

○議長（山本浩平君） 高尾企画課長。

○企画課長（高尾利弘君） 今回の町内会育成経費の部分での補助金の部分の減額でございまして、今回LEDの効果の部分についてはまだ29年度反映されておられません。もう設置は終わっていますけれども、電気料については来年度からということになりますので、反映されるのは来年度からになります。今回の要因としましては、基本的には世帯数の減少だとか、そういうものの中で補助金、全体が少なくなっているということが原因でございまして、LED

Dの効果としては来年度から出るという中での減少になっています。

○議長（山本浩平君） 4番、広地紀彰議員。

○4番（広地紀彰君） わかりました。整理をされているといったような、その実態に基づいてということで理解できました。

ただ、これから、今企画課長のほうからも答弁いただいたように、電気料の削減と、あとこれリースですよ。ですから、リース料の支払いといった部分との相殺の部分でどれだけの町財政にかかわるメリッ的な部分が出てくるかということは今後の議論の一つになってくるのかなと考えています。それで、リース料の関係と、予想されるといった部分ってなかなか難しいと思うのですが、というのはもし今後、リース料が上乘せになっている期間については支払いもあるので、リース料の支払いと、あと電気料の一定の削減効果、その相殺部分は当然出てきます。ただ、私言いたいのは、これからその効果はきちっと検証すべきだと思うのです。というのは、もしこれで一定の電気料の削減効果、リース料もちろん支払いもありますけれども、民間事業者、みんなLEDの導入が進み始めています。例えばですけれども、この議場だけでも100本はあったのです。これ庁舎内は、当然ですけれども、いきいき4・6やそういうさまざまな町施設の中で数百本でしかないだけの相当な蛍光灯使われていますよね。私は札幌の会社をちょっと調べたのですが、自治体導入がなかなか進んではいないのです。ただ、これももし一定の、これ町内防犯灯とまた性質が違いますので、一概に比較はできません。ただ、一定の削減効果が見込まれるのであれば、やっぱり庁舎内も、環境問題等も踏まえて、LEDの導入検討というのは議論していくべきだと思いますので、そのあたりの考え方と検証の必要性について答弁いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） ご指摘のとおりだと思っております。今回町内の事業所さんのご寄付をいただいて、1階のロビーと、それから町民課の執務室、それから会計室、税務課の正面のほうは蛍光灯を全てLEDの蛍光灯に取り換え、なおかつついている電球というのですか、電灯も全てLED化にさせていただきました。総額で約260万円ほどのご寄付ということでいただいたわけなのですが、その電気料の試算では恐らく3分の1ほどに計算では減るのではないかと。今まで設置していたところですが、そこについてはそのぐらい減るのではないかと。ということなのですが、ただ役場の庁舎の場合は一部蛍光管を抜いたりしまして、そういう対応していたものですから、3分の1まではいかないかもしれませんが、確実に電気料は下がるという、そういう計算をしております。その実態をきちっと見た上でそういうことが必要だろうという、今の段階ですけれども、あくまでも判断をしておりますが、今後やはりかかるランニングコストの関係をきちっと見ながらどういう対応していく必要があるかということは検討していかなければならない部分だと思っております。そういう中では庁舎だけではなくて、他の公共施設においてもそういう改善が見込まれるということであれば、その対応はしていく必要があるというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前 1 1 時 5 8 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、38ページから47ページ、3款民生費の歳出について、質疑があります方はどうぞ。

5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。民生費、41ページの乳幼児福祉費のところと、それから45ページの児童手当給付費のところと、それから45ページのひとり親家庭医療費給付費について伺いたいと思います。

まず最初に、41ページの乳幼児福祉費なのですが、これは子ども医療費の助成事業だと思うのですが、これには小学校、中学生の医療費の入院に対する無料の金額も入っていると思うのですが、乳幼児医療費も含めて1,547万3,000円で、そのうち今回228万円の減ですが、この減というのは通院の予算したものだけいかなかったのかどうなのか、その辺ちょっと伺いたいと思うのです。だから、この制度、小中学生の医療費の通院、入院に対する無料化に何人ぐらいこれを利用したのか、そしてこのマイナスの部分は予算が幾らで、予算よりも少なくなったものなのか伺いたいと思います。

それから、45ページの児童手当給付金のことなのですが、議案の説明のときに子供の減少によるというふうに説明をしておりましたけれども、1,186万円の減というふうになっていますけれども、それだけ子供が減ったというのは、生まれた子供はある程度中学卒業するまではいらっしやるので、減ったという意味がちょっとよくわからないのです。だから、予算組み立てのときにどういった組み立てをしているのか、その辺伺いたいと思います。何人分というふうな感じで、全部に人数聞く必要はないのですけれども、全体で何人で、どのぐらいの子供が減ったのか、それとも新生児として生まれた子供の予算を組んだのが生まれるのが少なかったから、少なくなったのか、その辺の違いを伺いたいと思います。

それから、ひとり親家庭の医療費の給付費についてなのですが、これひとり親家庭の世帯というのは何世帯ぐらいあるのかおわかりになったら教えていただきたいと思います。それと、医療費の給付はどういった形で支給され、通院、入院ともに支給をされるのか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） まず、1点目の子ども医療費のほうからお答えしたいと思います。

今回補正で228万円ですか、減額したということで、当初予算が506万4,000円ありました。という形になっておりますが、今回まだ支給する月は3月、4月という形で2カ月残しておりますが、実績見合いというような形で今回落とした次第なのですが、当初……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○町民課長（畑田正明君） 済みません。実績見合いで今回228万円落とした形になりました。

それで、小学生の入通院、あと中学生の入院を助成する形になっておりますが、減額した理由はまずこれも子供の人数に関係するのですが、子供の人数が1つは減ったというようなこともありますし、あとここで一番大きな部分としては中学生の入院の件数が、ここでは入院が今まで現在2件となっております。それが当初は5件とか6件というような当初予算を考えておりましたけれども、実際は中学生の入院が現在まで2件と。あと、小学生の入院の部分についても現在6件の方に助成しておりますけれども、これも当初予算では10件とか、そういう数字で見込んだというようなことで減額というような形になってきております。

次に、児童手当に移ります。これも議案説明のときに子供の人数が減ったということでお答えしておりました。それで、当初予算で見込んでいた人数というのが延べで、これ児童手当、1年間で3回支給になるのですけれども、この延べで当初予算としては1万5,192人という子供の数を見込んでおりました。それが今回2月支給が終わりまして、延べで実績としては1万5,924人と、トータルで732人の減という形になったということで今回の減額補正という形になりました。この当初予算の見方、人数とか、見込みというところが当初予算で精査なかなか難しい部分もありまして、予定ということで当初予算では1万5,192人という数字で出したのですが、それが実際1万5,924人で、732人の減となったことによる減額補正ということになります。

次に、ひとり親家庭です。これは、まず対象の世帯数につきましては202世帯ございます。児童の数としては、332名が対象になっております。ここも当初予算である程度の1年間の児童手当を受ける人数、この場合はひとり親ですから、親の方も入院の部分については助成されますので、親も含めて児童の数とかある程度予測立てた中で予算化しておりましたけれども、実際見込んだより人数等が減ったというような形になっております。人数が減ったのもあるのですけれども、実際何の病気とかけがもしないで、そういう形で病院にかからなかったというような方もその中には、減の中には含んでおりますが、そういう形で……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○町民課長（畑田正明君） ひとり親は今回増額しているのですけれども、これは逆に言って当初見込んでいたより病院にかかる方が多かったというようなことで増額補正と。これも実績出しまして、これからまだあと3月と4月の支給がありますので、それを見込んだ中で今の予算額では足りないというようなことで補正した形になっております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○町民課長（畑田正明君） 世帯数は202世帯で、児童の数が332名というひとり親の家庭の人数になっております。

○議長（山本浩平君） 課長、今児童手当、先ほど延べで見込み1万5,192人が実績として1万5,924人と言ったから、逆にふえているように思えるのだけれども、そこちょっとよくわからなかった。

○町民課長（畑田正明君） 逆でした。済みません。実績としまして1万5,192人で、732人が減ったということです。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） ひとり親家庭の医療費の支給方法ってどういうふうになっているのか。最初に個人負担して、後から請求するのか、それとも生活保護と同じように何か証明書をもたらうのか。実際にはお金がかからないのか、その支給方法と、それから子供に関しては通院も無料なのかちょっとお聞きします。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） まず、ひとり親家庭の支給の方法なのですけれども、町のほうから受給券持ってきてまして、それを出すことによって無料でかかれるというような形です。請求は、白老町のほうに来るという形になっております。

もう一つ何でしたか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○町民課長（畑田正明君） 入院、通院ですね。ひとり親の場合は、親のほうは入院のみの対象です。子供は入通院、対象になっております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 吉田です。今伺いたしまして、乳幼児のほうの関係なのですが、以前何回か伺っているのですけれども、ちょっともう一回聞いて申しわけないのですが、これ予算計上の方法、やっぱりこれ何人入院するかなんていうのは見通せませんから、大体何をもとに予算を計上するのか、大体これぐらい、先ほど5件とか小学校は10件というふうに言っていましたけれども、大抵今まで以前の毎年の数字を参考にしているのかどうなのか、その辺を伺いたいと思います。

それと、もう一点、小中学校の通院費を含めるとどれぐらいの増になるのか伺っておきたいと思います。

それと、児童手当給付金なのですが、全部で732人の減ですよ。すると、12カ月分出ますから、60人ぐらいの減というふうに単純に捉えていいのかなとちょっと思って聞いていたのですが、やっぱり子供の人数が減ったというのはどうしても理解できないのです。中学校までですから、進級しても人数ってそんなに変動があるということですか、それだけ移動している人が多いということですか。子供の数って大人が移動しないと減らないと思いますし、生まれる子供を100人として見たら、今回58人ですから、四十何人、それだけでも少ないので、そういった見方をしているのか、これ一千何百万円の予算組むときに財政厳しい中で1,100万円の予算がぐっと減るといのはほかの事業ができるのではないかと私は見ていて感じるのです。ですから、きつきちんと計算をして持っていると思うのですが、そのもとになるものがどんなふうになっているのかなとちょっとこの数字を見て感じたのですが、その辺お聞かせ願いたいと思います。

ひとり親家庭のほうは、証明書をいただいて、親の負担は全然ないということで安心しました。地方によっては一旦立てかえて、後から町からもらうという地域もあるのです。そうすると、ぐあい悪くてもその一旦払うお金がなくて病院へ行けない子供がいるということも実はありますので、そういったことを含めて、では白老町は安心して病院へかかれるという体制ができていくということによろしいですね。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） まず初めに、子ども医療費の関係で、対象者の積算方法と申しますか、そのお問い合わせだったと思いますが、当初予算では乳幼児の医療費助成がありますので、その対象者をまず、今回の29年度予算でしたら、27年度の乳幼児の医療費の実績をもとに算出しまして、あと中学生に関しましては国保に入っている、国保に加入している方々の子ども、中学生の医療費を集計しまして、当然中学生、国保だけではありませんので、ほかの保険に入っている方もおりますので、基本ベースとしては国保に入っている方の中学生を対象にして、それをベースに他の保険の中学生の医療費がどのぐらいになるかという形で積算して、1年間このぐらいかかるのでないかなというような形で予算組みしております。

それとあと、今小学生の通院と中学生の通院がまだ無料化していないということの中でどのぐらい財源がかかるかという問いだったと思いますが、これにつきましては試算なのですが、1年間で大体1,600万円程度かかるのではないかと、小学生、中学生の通院を無料化した場合1,600万円ぐらいという試算が出ております。

あとは、ひとり親の関係です。確認というようなことだったのですが、私先ほど答弁ちょっと違ったこと言ったかもしれませんが、まず病院に行ったときには、一部負担金って実際には3歳未満でしたら課税世帯問わず580円とか、それは一回お支払いになってもらうわけなのですが、それは後ほど領収書を持ってきて、今度子ども医療費ということで役場のほうに請求してもらってその580円は返ると。だから、全額無料になるのですが、ただその一部負担金については一度病院のほうに払ってもらって、それを払った領収書を持って役場のほうに来てもらって、先ほど説明しました子ども医療費の制度を適用して償還しているという形になります。最終的には無料という形にはなっておりますけれども、一回病院に行ったら、先ほどちょっと私言い違えたかもしれませんが、かかりませんというお話をしたと思うのですが、一部負担金というのが医科の場合でしたら580円、歯医者の場合でしたら510円という形で一部負担金は、それだけは病院のほうに一回支払ってもらって。その後、その領収書を持って役場のほうに来てもらって、子ども医療費の制度を使いまして、お返しするという形になっております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○町民課長（畑田正明君） 児童手当の子供の数でした。先ほど当初予算から732名減になったというお話させていただきました。これ延べで732名というようなことなのですが、実人数で申しますと23人という数字になっております。それで、減の要因については転出というのが一番大きな要因になってきます。あと、出生数ですか、こっちのほうも当初予算から比べれば出生数も減になってきたというふうな、そういうふうな転出と出生数の減というようなこともありまして、当初予算から減ったという形になっております。ただ、これにつきましては、児童手当につきましては毎年度3月に補正しているという状況でありますので、今後当初予算をより一層シビアで見ように対応していきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 乳幼児医療費のほうはわかりました。

あと、児童手当給付金なのですが、これも今伺いましたら23名ということで、転出とか出生は結果が出てみないとわからないことですので、ただ3回に分けてですけれども、毎月支給されるもので、それが23人でも1,000万円になるという、大変大きな数字だなというふうに、金額について大きいのです。人数にすると少ないのですけれども、だから本当にこの予算が、ではその分で少なく見込んだらいいのではないかということにも簡単にはならないのかなど。もし減らなかつたら困るわけですから、ただほかのほうにもっと使えるのではないかなどちょっと思ったものですから、1,000万円あったら小中学生の医療費の無料化に使えますよね。済みません。これはまた一般質問でも質問しますので、あれですけれども、そんなふうにも、ちょっと単純な考えです。そう考えるものですから、なかなかこの23人という数は難しいのかなというふうに捉えましたので、結構です。

それから、ひとり親家庭なのですが、今伺ったら一時一部本人の支払いということで580円、そのときにかかった医療費は払わなくていいのですね、そのときは、580円だけでいいのですね。ただ、この580円を払えないで病院に行かないでいるということはないですね。町としてそういうような話は聞いておりませんか。大丈夫ですか。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 580円、一部負担金を払えないで病院に行けない、町民課のほうの窓口で電話なり直接来る町民の方は今までは現在のところは私が担当してからはそういう相談というのはありませんでした。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 47ページの認定こども園の運営費です。これちょこちょこ補正予算に上がってくるのですけれども、まずこの児童数の増だといいますけれども、1つとして児童数が増加した経緯です。それで、定員に対してふえてきているのか、その辺ちょっと明確にしてほしいということです。

それと、少子化の中で何でこれこういうふうにふえてくるのか、先ほど同僚議員も言っていましたけれども、ここも少子化といいながらある程度人数決まっているのだけれども、これふえてくるということの原因、それと今後対象者の推移はどのようになるのかということです。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 認定こども園給付費の増額補正についてのご質問でございます。今回は、対象人数が増額したほかになのですけれども、例えば今年度から認定こども園になった保育園がございまして、当初予算編成時に考えていた教育と保育の利用定員、それが実際に運用始まった段階では当初考えていた人数よりも違ったということで、1人当たりの子供の単価数が増額されたということも大きな要因でございます。また、全園対象ですが、公定価格も改定ということで、その分も要因としてあります。それと、処遇改善加算というのも今回ありまして、それ全部含めて今回のこの増額の金額となっております。それで、児童数の増につきましては、年度途中でやはり出生して6カ月たったら保育園に入るということもございますので、そういう経緯もございまして、また転入者もございました。それから、途中で保護者の方の就労が決まったというようなことが途中から増員となった原因となりま

す。

それと、少子化の中で今後給付費がふえていく要因としまして、今回処遇改善加算というのも今年度初めてできた制度でございます。このように毎年ちょっと制度の内容が改正されていくということもございまして、公定価格の単価自体が上がっていくということで、子供の数がそんなにふえなくてもこの給付費というのがふえていくというようなことがございます。

また、対象者の推移でございますけれども、対象者は最近では低年齢から保育園等に入園する子供がふえてございますので、子供の数自体はそんなにふえてはいません。確かに減少している状況ではございますけれども、保育園に入る子供の数は今後も一定の数はあるというようなことで、現状と同じぐらいの人数は見込んでいくというようなことになってございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 人数ばかりでなく、制度の改正みたいななのですか。これまで町立保育園の場合は全部予算にのってくるから、ある程度全体の経営像が見えているのですがけれども、こういうふうに民設になって、町を通してくぐっていくとき今言ったように説明を受けないと、ただ増大しても具体内容わからないのです。今後やっぱりその分をちゃんと整理して予算の中で資料を提出してもらおうとかして、それでこれ実際に町がどれだけ負担しているとか見えてこないのです。だから、非常にこれチェック本当はしなければいけないのです。そういうことやっぱりちゃんとしないと、制度が変わっても結果的に町が上乘せしていく、町としての横出ししているのは別として、そういう部分わからないのです。これは大きな金額ですから、やっぱり整理していく必要ってあると思いますので、決算とか何かのときにちゃんとそういう制度にのっとった整理の仕方でぜひ出してほしいなと、こう思います。

それと、それでは今個々の認定こども園に該当している各施設名の名前と定員と今現状の人数、それとこども園の部分は今言ったような形でふえる、ふえるというのだけでも、町立は同じ条件、認定ではないけれども。では町立保育園はどうなのかということをちょっと実態調べておきたいので、今この認定こども園に該当する施設の定員と現在の人数、それと町立の保育園の定員と現在の人数、どうなっているのか教えてください。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 今町内にあります保育園です。民間の保育園ですが、まず小鳩保育園につきましては定員が教育、保育合わせて75名です。教育が15、保育が60名、これに対してですが、入所児童数が教育が4名で、保育が61名の計65名となっています。さくら幼稚園は教育が75、保育が40の計115で、入所児童が教育67、保育25の計92で、緑丘保育園が教育10と保育50の計60で、入所児童が教育が3、保育が72の計75名となっております。また、町立保育園につきましては、はまなす保育園、定員60名ですが、現在43名の児童、海の子保育園は45名に対して32名の入所児童数となっております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） それでは、本質的には人数ふえていないのですよね。何か当初の予算の要求するときの入所の推移というかな、仮に75を大体70ぐらいしか入らないだろうと、そういう予算を組んで、結果的に75であっても65になっているのだけれども、予算の見積りの

とき少なくやっついて、それだけ、今課長から説明あったようにそういう状況で推移して、若干出入りしてふえて、この保育料の措置費というのかな、これがふえたということですか。では、説明あったように児童数がふえたということでないよね。その辺ちょっと正確に教えてくれない。みんな定員割れです、緑丘以外はどうですか。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） そうです。予算編成時には定員に対して若干定員よりも1名、2名、ちょっと少ない人数で予算編成を行いました。それは、実績に基づいてということで予算編成時には予算組みしたのですけれども、実際に今年度状況を見ますと、例えば緑丘保育園さんなんかは利用児童数が予算よりも大幅にふえているというような状況がございます。町立に関してもそうです。町立についても当初見込んでいた利用児童数よりも実際は多かったということがございます。済みません。細かいそれぞれの園の当初の見込み児童数、ちょっと手元に資料がないので、今お答えできないのですが、当初よりは実績が多かったというようなことになってございます。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございます方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 次に、48ページから53ページ、4款環境衛生費の歳出について、質疑があります方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 53ページのバイオマス燃料化施設です。これかなりの金額、賃金が300万円だから、多分1年間ぐらいだと思うけれども、この1名減になった理由と1名減になったことによって生産体制の影響がなかったのかどうかということです。影響なければ新年度もその分でいけると思いますから、新年度予算後で見えますけれども、それでそれとそうすると生産量とかも減ってくると思うのですけれども、全体としてどうだったのか。それと、収入と支出の決算見込み、幾らになるのか教えてください。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 今回のバイオマスの燃料化施設の補正についての部分でございますが、まず臨時作業員の減ということで、こちらにつきましては平成29年3月31日でお一人やめております。それで、4月1日からは5名体制で施設のほうを運営しておりました。それで、ただそちらのほうで、ほかの5名の中でやはり、実際6名が定員ですので、5名でなかなかやるというのは厳しい状態がありましたので、こちらとしては募集をかけていまして、実際には5月とか9月に面接等も実施して、採用のところまで至ったのですが、実際に採用の段になって最終的に来ていただけなくなったと、理由がありまして、ちょっと来ていただけなくなって、採用できなかったというところがありますので、こちら側といたしましては基本的には生産量については1,300トンという年間の生産量は達成できるものと、今現在の生産量はほぼ今月中には達成できるものと考えてはおりますが、5名の中でやりますと時間外等で対応しなければいけないということがありますので、やはりもう一人採用した中で対応していきたいというふうに考えております。

それからあと、見込みの部分ですか、決算の見込みの関係でございますけれども、ほぼ、ちょっとこの補正予算で最終的に今530万円落とさせていただきましたが、それよりもやはり減ってくると、決算額としては減ってきますので、550万円よりは減っていくのかな。最終的な決算数字まで今ちょっとお答えできませんけれども、それよりさらにまた削減のほうは決算としてはできるものというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） まず、丸々1年いなかったということですよ。それで、こういう1,300トン、当初の目標は達成できたよと。だけれども、残った人に多少負荷がかかっていると言っていますけれども、実際にそしたら1,300トン、収入は維持できたけれども、支出の分は5人体制で、人件費は別にして、その分はかかったということ。それも全体に下がって、ある程度そういう体制の中でできるよという1年だったかということですよ。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） こちらについては、実際結果的に1年間5名の中でやってきたという部分はございますが、それも5名の中で時間外等をしながらやりくりしてやってきたということがありますので、長期的な部分でいきますとやはりこの5名のほうに負担がかかってくる。体力的にもそういった負担がかかってくるということがございますので、やはり6名体制の中で生産体制はやっていきたいということで、またこちらのほうは募集をかけて、やっていただける方を募集しながら6名体制でやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 6名体制云々はまた新年度予算で多分そういう形来るから、議論しますけれども、私聞いているのは1年間丸々5名でやったということは、その職員が云々ではないのです。役所が1つの枠の中で考えて、どうしても6名いなければいけないよと、5名やったから多少負担かかるという、そういう発想別にして。負担がかかる、かからないは別にして、労働者のことはそれは当然ちゃんと時間見なければいけないのだけれども、私言っているのはそういう人が負荷したとか負荷しないではなく。では今の5人の体制でどこかを整理をすると今の体制でできるのではないかということですよ。11カ月勤めて、1カ月ぐらちょっと大変だということであればわかります。丸々1年やっているのです。そうすると、当然担当者なり理事者となれば、経営するときには改善しなければいけないですよ、5名でやる場合は。せめて負荷させないはずですよ。そういうことを考えたのですかということですよ。当然新年度予算に反映されていると思いますから、議論されると思いますけれども、それが一つの今までこれだけ議論されてきた部分ではないですか。赤字垂れ流ししているのだから、せっかくこういう中で5人でできてしまうのだから、まずここに対してできる方向の合理的な考え方できませんでしたか。

それと、あと一つは、3回目ですから、先般私一般質問しましたけれども、会計検査への状況はどうなっていますか。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 今の臨時職員の方の5名体制の部分ということですが、担当

といたしましては6名が、基本的にはやはり6名の生産体制を維持すべくということで募集をかけさせていただいて、ちょっと理由があって、最終的には採用には至りませんでしたけれども、採用をさせていただくべく募集もかけさせていただいたということがありますので、やはりこちら側の生産体制の考え方としては6名を維持した中で生産体制を行っていくということが考え方といたしますか、原課としての考え方になります。5名でできるということでは考えてございません。

それから、会計検査の関係ですが、まだ受検中ということになりますので、そちらについては内容についてはお答えできないところがございますが、受検中ということでございます。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 12番、松田です。ついだから、一言だけ言っておきたいのですが、いずれにしても1日1,000トンつくれる施設が今40トンですよ、日。

〔「1万トン」と呼ぶ者あり〕

○12番（松田謙吾君） 約40トンでしょう。1,300だから、24日で。約だ。それが6人とか5人とか、6人でなければだめだとかと、1日1,000トンつくる施設がたったの40トンつくるのに、そして5人で足りないというのはどういうわけかな。私は納得いかない、何か聞いていても。要は5人でもできるように頑張らなければだめなのだ。6人なんか、それは6人でも7人でもいたほうがいいけれども、結果的には、前田議員が今言ったように垂れ流しをしているあの施設を5人でもできなかつたらやめればいいのかでないですか。私は今回も新年度予算もずっと見ていますけれども、町長の執行方針の中にもこれだけ、1億2,000万円余りの持ち出しですよ、ことしも。ちょっと下がっているから、1億一千何百万円の持ち出し。たしか5,300万円ぐらいの生産、あそこで要るお金が。それプラス償還金6,400万円ぐらいあるでしょう。これは、1億一千何百万円のまだ赤字なのだ。ですから、5人で1年間やって、少しでも生産上げるから足りないというならいいけれども、それと同じくやるのになぜ6人が必要なのか、この辺私は理解できないのだけれども、言っていることわかるけれども、そういうことをきちっと町民に説明できるようにしなければだめなのだ。ですから、5人でやったのと4人でやる努力をするぐらいでなければだめなのだ、本来。1,000トンのやつを1日40トンしかやっていないで、私は新年度予算のいろいろなあれ見たけれども、例えばあそこのダンプやリフトとか、ああいうものだって1万1,000トンのままなのだ。1万1,000トンのまま。やっているのは。誰やっているか知りません。だけれども、そのまんま1万1,000トンのまま使っているのだから、ダンプにしても重機にしても。ですから、そういうのもう少しはっきり言って削ってほしいです。そして、町民に1年に1回は明確に説明してください。どうですか。

○議長（山本浩平君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 今副議長からも、それから今松田議員からもこの状況を見ながらその稼働のあり方についてのご指摘がありました。確かにたまたま採用がままならない状況の中でも、ならないままでの5人体制でも何とか1,300トンの生産を行うことができていると。そのことから考えれば、単純に言ってももっと縮小ができるのではないかというふうなところは、十分そのところは理解するところでありましてけれども、実際には過重負担というのがやっぱり

大きいというふうなことは現場から聞いております。今回は、そういう中で何とか事故もなく進めてこれたことはある意味ラッキーだなというふうには思っております。そのところは十分そういう事情も含めながらあるということをご理解をいただきながら、このバイオマスのことについては再三これまでも議論をいただきまして、何とか縮小の形を持ちながら、最終的にはそれなりの判断をしなければならぬ時期というのを見越した中での考え方をお示ししていく、そういうところは十分町としても考えております。もう一度、予算計上は今しておりますけれども、毎年そういう中でも少しずつ削れるところは削りながら、マイナス部分をふやしていつているのが今の現状でございますので、そのところもご理解をお願いしたいと思います。十分ご意見のところは伺いながら削減に向けてしっかりと取り組みはしていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） よくわかりましたし、わかっている。だけれども、やっぱり1年間1億一千、二千万円の赤字の持ち出しの事業を何も質問なしで終わればこれでいいのだと思われるから、前田議員もこのぐらいのことは言うておきたいと思って、言っていると思う。私もそうなのだ。忘れないように言っているのですから、行政側が忘れないように、この大きな損失の持ち出しの事業を。そんなことでわかりました。答弁要らない。いいから。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございます方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 次に、54ページから59ページ、5款労働費から7款商工費までの歳出について、質疑があります方はどうぞ。ありませんか。

11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 59ページの特産品PR事業、これ後のどこでもよかったのですけれども、ふるさとGENKI応援のこの事業なのですけれども、もう3月に入っていますし、最終的に一体幾らのお金が寄付として入ったのか、また今年度予算ではこれ1億2,500万円が減っているわけなのですけれども、この減った要因、それともう一つ、昨年度海産物の水揚げが非常に悪くて、毛ガニ、それからサケ、タラコ、スケトウダラですね、漁獲も非常に悪かったと、そういう状況の中でどのように対応されてきたのか。今後、もうこれでなののですけれども、これから新たな形でまたやっていかなければいけないわけなののですけれども、水産物関係、これだけこうやって落ち込んでいる中で白老町として何かこれから考えていく考えがあるのかお伺いします。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 私のほうからお答えさせていただきます。

ふるさと納税につきましては、1月末現在で約4億2,800万円ということで、前年同期と比べまして約1億3,800万円の減少となっております。2月、3月についても昨年と同額ベースでいきますと、最終的には今年度約4億5,000万円程度ということで、やはり昨年と比較すると約1億4,000万円ぐらいの減少になる見込みで押さえてございます。

2点目のこのような減少になった要因ということでございますが、さまざまな要因ございま

すけれども、いろいろ分析した中におきましては昨年11月までは前年度よりも若干上回るようなペースでの寄付がございました。しかし、この落ち込みはあくまでも12月の1カ月でこれだけの減少になったというようなことで、また1月についても昨年の1月とはほぼ同額ぐらいということでございます。それで、今回私どものほうでこの減った要因というものの大きなものとしたしましては、白老の特産品がほかの自治体の返礼品とやはり競合している状況がありまして、昨年は白老のほうに流れてきた寄付者の方が逆にそちらのほうに行ってしまったというようなところが大きな要因かなというふうに押さえてございます。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 返礼品の関係につきまして私のほうから答えさせていただきます。

前年度もそうなのですけれども、29年度も人気のある返礼品としましてはビーフハンバーグですとか、あと毛ガニ、それと虎杖浜たらこといったものが人気の返礼品になっておりまして、金額ベースでいきますとその商品で大体5割近くを占めているのが現状です。まだ3月まで集計していませんので、確定的なことは言えないのですけれども、例えば毛ガニについても前年度と比較しまして数自身落ちているのは事実です。事業者さんのお話を聞きますと、29年度につきましては全道の海域で水揚げされた道産の毛ガニというものを対象にちょっと広げたのですけれども、それでもやっぱりなかなか集めるの難しいといった話も聞いていますので、実際そういった部分で28年度と比べて29年度少し量が落ちてきているという実態はございます。

○議長（山本浩平君） 本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間 力君） 私のほうから水産物全般にわたり不漁が続いている状況としてお答えしたいと思うのですが、今の状況下の中でいきますとスケトウダラ、秋シャケ中心にご承知のとおり減少傾向でございます。この要因含めて、まだまだ水温の変化等ございまして、水揚げが今後維持できるか、また向上できるか、まだ今の段階では、我々専門家ではないところで、読めないところはございます。引き続いて北海道とそういった推移、対応等検討している状況なのですが、まずもって今後の見通しというものは残念ながらまだまだ推移を見ていくしかないのかなと思っております。現状では漁獲高が比較的まだ単価がいいところで、1次産業ベースでいきますと漁師さんのほうはまだ若干そういった部分の影響がとどまっているという状況なのですが、一方で水産加工業者がやはり仕入れ高騰の中、非常に苦慮されているという現状でございます。ふるさと納税、この特産品PR以外でも加工品販売につきまして仕入れ高騰が続いている以上、今後もいろんなことで経営のほうやはり影響が出るということは推察できると思っておりますので、まだまだどういう方法をとっていくかというのは手探りの状態ではございますが、北海道としても低利融資なんかの制度も緊急対策として創設しておりますので、また引き続き関係事業者とも情報交換、意見交換しながら対策を講じていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 大体わかりました。

ふるさと納税のことで伺ったのですけれども、ふるさと納税というのは多くの全国からの

方々からの寄付をとということなので、これは水産物とか、そういうものが少なくなればなっただけ自分たちでまた創意工夫したふるさと納税の商品というもの開発していけばいいのではないかなと、そこはもう一つ考えていただきたいなと思います。

ただ、2つ目の点は、私これ強調して特に言いたかったのですけれども、今1次産業のそういうものが減ってきたら結局2次産業の白老の根幹である水産加工業が本当にやっていけなくなってしまったときに2020年、アイヌ民族博物館が国立化されて、そして開業されてきたときに来たお客さんたちがではお土産品として何を買っていくかといったときにきちんとしたものがなければだめだと思うのです。今回私もやっぱり毛ガニが去年の正月よりことはもっと高かったと去年正月に聞いたのです。そしたら、ことさらにそれより高かったと。言っては悪いのですけれども、こんな小さい毛ガニが1匹3,000円から4,000円なんですけど、空港に行ったら7,000円とかという話まで聞いて、これは観光客がお土産に買って帰れる金額ではなくなってきている。また、タラコ自体も知らない間に、私たち三度三度の御飯のおかず食べていたのです、タラの子というの安くておいしいから。それが今は最高級品になってしまって、果たしてこれでいいのかなという部分も非常に私は危機感を感じています。ですから、済みませんけれども、農林水産課長、道のほうと協議してと言いましたけれども、ただ融資を受けるばかりではなくて、きちんとしたものをやっぱり白老町も考えて、率先していっていかないと白老の地場産業がまずだめになってしまう。ふるさと納税もだめになってしまう。来たお客様に対してのお土産も買ってもらえない状況になってしまう。この状況だけは避けてほしいので、ぜひ考えていただきたいなと思います。

○議長（山本浩平君） 本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間 力君） 前浜から水揚げされるものがやはりとれなければなかなか売ることがないということも十分承知でございます。加工業者さんにおかれましては、まず基本は前浜でございますけれども、やはり当然北海道、国内含めて取り組まれて、加工技術という捉えでそういった部分を売り込む部分は補いながら最大限やられているかなというふうに捉えております。虎杖浜たらこも一定定義を設けた中で高級品、やはり付加価値がどんどん高まっているということで1つは効果は、成果は上がっているというところなのですが、一方でご指摘のとおりなかなか値段が高いところで、やはり毎日毎日食されることが難しくなっているかなという現状も承知しております。そんな中で、目指すところはブランド向上なのですが、極力そういった高級虎杖浜たらこという部分と加工タラコという部分がうまく階層、階層の中で売り方なんかも取り組まれるほうがまたより効果が上がるかなというふうに捉えておりますので、極力水産物を調達できるような環境を加工業者さんのほうもいろいろと意見交換しながら、北海道に頼るわけではないですけれども、町としても取り組んで、努力していきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） ぜひお願いいたします。

そこで、副町長にですけれども、やはり白老のタラの子というのは技術は非常に高く、ロシア産のものだろうと、それからカナダ産のものだろうと国産のものとは変わらないようなく

らいのものもやっていますよね。そうしている中で白老町のこういう技術というものを育てていくためには、やはりそれなりに道とか国とかからきちっとした形のサポートをしていただくような体制も必要だと思うのです。私はそういうところは副町長あたりもぜひ汗をかいていただきたいなと思います。こういうものがなければ、北海道内で今タラの子が全部だめになってきているのご存じですか。そして、九州の一部で明太子、あちらのほうは何とかやっていますけれども、北海道の管理のタラの子屋さんが全部九州の明太子屋さんに吸収されて、北海道で物売らないで、九州まで持って行って明太子になっている現状なのです。やはりそこを最後阻止しているのは今虎杖浜タラの子だけだと私は思っています。ですから、ぜひその辺頑張ってくださいなと思っております。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） スケトウダラの関係でございますが、このことの今農林水産課長から水揚げの関係はご説明しましたけれども、実際にやっぱり加工場が物が調達できない、物が入ってこない、前浜産が手に入らないと、そういう大変厳しい環境にあって、12月、10月くらいは少しよかったです。それがだんだん低調になって、年末にはほとんど前年との比較が相当下がったということで、加工協の組合会長さんとも私話をしまして、どういう手だてがいかにいろいろ方法も練ったのですが、ただ町から融資だとか支援だというのはそれぞれの加工場としてはそれが本当に望むことかということとやっぱり違うと。そうではなくて、やっぱり自分たちも汗を流してしっかりやっていくところでどうしても必要な部分のサポートはお願いしたいと。ただ、ではそれが何かということでは協議した中ではなかなか見つけることができませんでした。今西田議員おっしゃるような技術革新といいたいまいしょうか、せつかく虎杖浜タラコがこれだけ有名ブランドになったということは加工技術だというのは、これは本当に自慢していることだと思います。そういった部分で国、道からそれに対しての何かの方策がないか、その辺私もしっかり肝に銘じて、今後の展開になりますが、国、道と、特に北海道とこの件については話をしていきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

○議長（山本浩平君） 次に、58ページから69ページ、8款土木費から9款消防費までの歳出について、質疑があります方はどうぞ。

11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 59ページの道路施設維持補修経費、これ除雪費が1,611万1,000円ついでいるのですけれども、次のページの町道簡易舗装事業が432万8,000円減額になっています。それで、除雪費はわかるのですけれども、白老の町道、随分あちらこちら穴あいていますよね。

これ減額しないで、できればきちんと穴のあいているところに補修してほしいなと思うのですけれども、担当課のほうで白老町の全町の町道の穴あいているところ何カ所で、全部把握していらっしゃいますか。どんな状態に穴あいているか。5センチとか、そのくらいならわかるのです。だけれども、言っては悪いけれども、10センチ以上穴あいているところがいっぱいあるでしょう。実際にわかっていらっしゃると思うのですけれども、このまんまこれ減額してしまって、来年度の予算で組むといたらまたしばらく何カ月もかかりますよね。これどういうふうに考えていらっしゃるのか、その辺お伺いします。

○議長（山本浩平君） 小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君） 町道の穴等の補修の部分でございます。今回この61ページの（3）の町道の簡易舗装の部分は、穴の補修というよりも道路のそのもののアスファルトの舗装ということで、穴を補修する部分の工事ではないという形まずご理解いただきたいと思えます。穴とかの補修は、59ページのほうの道路施設の維持補修というところで今回も171万2,000円ほど補正計上しているのですが、こちらのほうで穴の補修等はするという考えでございます。穴何カ所あるかということなのですけれども、基本的にすぐ今何カ所ということは押さえておりません。ただ、常に我々のほうとしてはそういう電話での苦情も当然ですし、またみずからパトロールを、逐一道路のほう回って、悪いところがあればそこを確認して、そこをすぐ修理すると、業者のほうにお願いするとか、そういうことは常にやっておりますので、そういった中で穴を見つければ随時補修のほう手当てをしているといった部分でございます。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 随時やっつけていらっしゃると言いましたけれども、例えばこの踏切の一番向こう端の本町通りの踏切ありますよね。踏切のところからすぐ山側のところ、あそこところは大きく何カ所も穴あいているわけなのです。あそこは、悪いのですけれども、大型トラックから元気号バスから、それから福祉バス、いろんなバスまで走る道路なのです。ですから、だけれども全然補修されていません。私は、正直言ってこの百七十何万円だけで足りるのかなと。だから、私これ四百何万円削ってしまわないで、もうちょっとこっちにして何とかならないのかいというのは、ちょっと特に十字路とか曲がる所とか車の多いところはひどい状態になっている。スーパーくまがいの通り、これ公園通というのですか。公園通なんかでもかなり大きい穴があって、特に向こうのほうのセイコーマートさんの向かいあたりの通りとかひどい大きな穴があるのです。やはりあれは正直言って事故につながると思うのですけれども、早急に私はぜひ対応していただきたいと思えます。済みません。理事者のほうもご自分たちで車で走ってみて、実際走って見ないとわからないと思うのですけれども、軽の特に乗用車なんか今ふえていますから、高齢の方ふえて。結局その穴があるものだから、お互いにこうやって交差できないでいるうちはいいのですけれども、それが暗い状態になってきて、これからそして雨降って、アイスバーンなんかになってきたら特にそうですよね。やっぱりなるべく早くきちっと直していただきたいなと切に思います。

○議長（山本浩平君） 小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君） 今ご指摘あったようなところも含めて穴の補修はうちのほうで気

づいたとき至急直すような形にしたいと思います。ただ、穴を、経年劣化でなるというよりも1日、2日で急に穴があくという部分も当然ありますので、そういった部分ではちょっと後手後手に回るといった可能性もあるのですけれども、そういうところも気づけば、パトロール随時回っていますので、そういった中では補修のほうは適時やって、事故がないような形で対応していきたいと思います。

それと、先ほど道路の171万2,000円の部分の道路補修の部分なのですが、これについては雨水だとか縁石のほうの補修ということで、それ以外の舗装の部分ではまだ予算がありますので、そちらで対応するというような形になりますので、そういうことでご理解願いたいと思います。

公園通のほうは今道道ということなのですが、そのあたりについても危険があればちょっとうちのほうでも至急確認して、道と調整しながらすぐ対応するような形にしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 松田です。64ページの港湾建設費、これもいつものとおりなのですが、警告のために質問してみたいと思います。

まず、1つは砂含めたことしの貨物取り扱い量、これがどうなっているのか。

それから、港湾建設事業3,900万円減額になっていますよね。この大きな要因は何なのかということ、これをひとつお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 藤澤港湾室長。

○経済振興課港湾室長（藤澤文一君） 2点ほど質問ございました。まず、1点目の平成29年の取り扱い貨物量の状況を申し上げます。

平成29年1月から12月まで移入貨物、移出貨物合わせて約105万トンとなっております。それで、前年が104万トンということでしたので、約1万トンの微増といったような状況になっております。状況としては、依然として砂の取り扱いが多くはなっておりますが、砂全体としては若干減少傾向にはあるのかな。それ以外の取り扱い貨物が補完して、全体としては微増になったといったような状況でございます。

それから、今回の3,923万3,000円の減額でございますが、年度当初国が予定しておりました総工費、これが3億8,000万円でございます。それに対しまして町の負担金が15%ということで、5,700万円を計上したということでございますが、実際の総工費が1億2,500万円にとどまったということで、それに対する町の負担金が1,875万円になったということでございます。あと、前年度の、若干ですが、精算還付金というものが98万3,000円ほどあって、それを相殺しますと現計予算が1,776万7,000円ということになりまして、3,923万3,000円の減額になるといったような内訳でございます。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） これも警告のために忘れないようにしておくのですけれども、146億4,600万円第3商港区にかかりました。町の負担が28億4,300万円、これだけかかっているのです。そして、ことしの償還が4億3,400万円だと思っております。これだけ第3商港区かかったのです。

が、このごろ日本製紙の協議しているという話が全然なくなったよね。全然なくなった。これがどうなっているのかなと思うの1つと、町長いつも言っているポートセールス、この昨年の実績は何とかの船来た。これからもそうやると言っているのだけれども、これからあの港の考え方、これも、大体わかっているのだけれども、警告のためにお聞きしておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 藤澤港湾室長。

○経済振興課港湾室長（藤澤文一君） ただいままた2点ほどご質問ありました。まず、1つ目の日本製紙との協議の状況ということでございます。それで、私のほうも、私が4月に就任して、昨年来から日本製紙さんのほうにもちょっと伺って、もちろん過去に協議も随分進めておりました。チップヤードの話もそうなのですが、既存の例えば上屋を使った紙の移出ですとか、あるいは紙の原料となるライムストーンなり加工でん粉ですとか、そういったものの活用も含めて今後拡大をお願いしたいといったようなお願いはさせていただいております。実際のところ、微増ではございますが、28年と29年と比較して紙の移出量、それからライムストーンの取り扱い量も微増ではありますが、ふえているというような状況にはなっております。これ日本製紙さんにも引き続き交渉のほうには当たっていきたい、港の利活用について引き続きお願いしたいというようなお願いは行っていききたいというふうに思っております。

それから、2点目のポートセールスの関係でございます。それで、昨年5月にばしふいっくびいなすという大型クルーズ船が初めて入港したということでございまして、我々としてもこれを契機に白老の第3商港区、西埠頭で大型のクルーズ船を受け入れできますよといったようなPRも十分に効果としてあったかなというふうに思っております。それと、私も昨年から例えば首都圏にありますクルーズ船を運営している会社、あるいはクルーズ船の旅行企画を行っているような旅行会社、こういったところ回らせていただいて、なおかつ2020年の国立アイヌ民族博物館の開設のPRもあわせてうちにこういった施設ができます、なのでうちの港でクルーズ船も受け入れできますので、ぜひ来てくださいといったようなお願いは今からしている最中でございます。ただ、クルーズ船の寄港地というのが向こう例えば1年とか1年半まで先に決まっているということあるのですけれども、やはり2年後、3年後の国博の開設に向けて今からPRをさせていただいているといった状況でございます。訪問先でもこういった国立のアイヌ民族博物館については非常に興味を持っていただいている。それと、クルーズ船のお客様自体も例えば割とご年配の方で所得の高い方、こういった年代層が多いものですから、こういった博物館的なものというのはお客さんからも興味を持っていただけるということでございますので、今後ともそういった営業活動は行っていききたいというふうに思っております。あわせて、取り扱いの貨物についても、昨年の松田議員の一般質問にもございましたが、では今の主力となっている砂があと何年あるのだといったようなこともございますので、新しい取り扱いの貨物の開拓、こういったものにも取り組んでおりまして、これちょっと企業誘致に絡む部分もありますので、詳しいことは申し上げられませんが、実際に例えば荷物を移入して、白老のほうで何か事業を展開するといったような交渉もしているのも事実でございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。59ページの委託料、維持補修委託料の中の町道除雪委託料についてちょっとお伺いしておきたいと思います。

先週になりますか、さらさらな雪ではなくて、湿った雪が積もったときに除雪車が結構入られたと思うのです。ただし、除雪した後が問題なのです。技術力なのかどうなのかちょっとわかりませんが、これだけ高齢者がふえてきている中で、あの除雪の現状を見たときにどうしてこうなのかなと思うような除雪体制だったと私は感じるのです。私は萩野ですから、萩野の大町、国道沿いと1区、2区、3区、4区と流れていくのですけれども、ひどい状況なのです。ですから、そういった状況で除雪後に職員がそれをパトロールして歩く、はっきり言うとは歩かなければだめです。あの状況を見て、例えば一度入って、これでよしとしているもし業者さんがいるのだとすれば、そうではないと、もう少しちゃんときれいにやらなければだめだというような指示、また指導、そういったものも含めて、どうせやるのですから、しっかりした形でやっていただきたいと思いますけれども、その辺の状況確認について担当課としてはどう考えていらっしゃるか。

○議長（山本浩平君） 小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君） 先般の3月1日から2日までの雪のことなのですけれども、除雪をしても、非常に雪の質そのものが水を含んでやりづらいということで、除雪のほうも大変だったのですけれども、我々としても職員もその間はずっと出て、町道のパトロール、それは24時間以上今回もやっておりました。ですから、職員そのものは外に出っ放しのような状況で各町道のほうを見て回っておりました。ただ、今回は雪が非常に重たいものですから、一回でなかなかきれいにできなかったというのは事実でございます。ですから、今回は一度やった後、再度2回目もやっていただくところもありましたし、今現在もわだち等がちょっとひどいところが何カ所もありますので、現在も重機で逐一そういう状況、パトロールで見ながら今やっている状況でございますので、今回非常に町民の皆様にご迷惑もおかけしたと思うのですけれども、今後そのあたり我々も逐一パトロールしますし、そういう悪いところがあれば除雪のほうもしっかりするような形でちょっと努めていきたいなと、そういう形では考えております。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

○6番（氏家裕治君） 除雪体制のあり方についてはこれ以上議論するつもりはないのですけれども、ああいった湿った雪のときに、湿った雪の積もった状況の中で、確かに手間はかかるかもしれないけれども、そのときにやっておかないと次から来る寒波には耐えられないのだ。あの状況でしばれてしまうと今度はそれ以上にまたお金がかかるし、手間もかかるのです。ですから、やるときには確かに大変なのかもしれないけれども、あれは絶好のチャンスなのだ。逆に気温が上がって、ある程度雪が水を含んで重たいのかもしれないけれども、あのときにやっておくということが大事なことであって、その後での手当てというのはその倍も、逆にいうと倍になるか3倍になるかわからないけれども、それ以上に維持が、手間がかかるということを知っておかなければだめです。ですから、しっかりそのときに、時間遅くなるかもしれないけれども、このときやらないとまた手間がかかるのだということをしっかり頭に入れながら除雪のほうに取り組んでいただければと思います。やっぱり高齢者の方々が足を滑らせて、わだ

ちです、今課長の言われる。そのわだちに足をとられたりなんかして、本当に危ない、危険な状況で歩いているのをよく見ますので、そういったところについてはしっかり取り組んでもらいたいと思います。

それから、もう一点、町道ではないのですけれども、開発局管轄の国道沿いの歩道の除雪もそうなのです。特に萩野の12間の交差点から生田医院までの間のその歩道の除雪なんかほとんど手入りませんから。郵便局側の道路の歩道は入るのだけれども、逆に言うと浜側の歩道、ここは全然入っていないです。ですから、そこの近辺のお店の人たちだとかは自分たちの店の周りの歩道の整備は雪かきや何かするのだけれども、その空白区間というか、そういった部分については全然除雪体制入りませんので、これは町からやっぱりしっかり開発局に、僕から個人で開発局に言うような問題ではないと思うのです。町でちゃんとパトロールして回ってわかっているのであれば、開発局のほうにもしっかりとそういった部分では情報提供しながら入っていただけるような体制を整えていただきたいと思います。高齢者の通う病院までの歩道ですから、そこだけはしっかりとお願いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君） 高齢者に配慮したという、当然我々も念頭に置いて、そのあたりは今後もしっかりやっていきたいと思います。

それと、国道の歩道の部分は、今回こういう状況でありましたので、再度開発局のほうにそのあたりのこと状況を聞いて、今後今みたいな苦情がないような形でしっかりやっていただくようにちょっと確認したいと思います。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございます方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 次に、68ページから75ページ、10款教育費の歳出について、質疑があります方はどうぞ。

5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。73ページのしらおい食育防災センター事務経費について伺います。

ここ臨時栄養士の中途退職によるというふうに書かれております。しらおい食育防災センターができて、アレルギー対応の給食をするための臨時職員の採用だったと思うのですが、中途退職をされた後、新規の採用があったのかどうなのか、今どういった体制になっているのか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 葛西食育防災センター長。

○学校教育課食育防災センター長（葛西吉孝君） アレルギー対応の臨時栄養士の関係でございます。昨年4月から6月までアレルギー対応の臨時栄養士在籍しておりました。6月で退職ということになったのですけれども、このときには、個人の退職のお話になってしまうのですが、アレルギーの栄養士としましてアレルギー対応の献立作成ですとか、それから調理済みのチェックですとか、それから学校へ配送する際のお弁当箱の個人個人の中身が間違っていないかとか、そういったようなチェックも兼ねていまして、全てアレルギーの部分をやっている中

で、臨時職員という立場もありまして、なかなかこのような責任の大きな仕事はもう続けられないというようなご相談がありまして、実は6月いっぱいまで退職したといった経緯がございます。その後なのですけれども、栄養教諭のほうにお願いをしまして、通常の給食のほかにアレルギー対応、それから学校を回っての食育授業、全てお願いしてございます。実態としては、栄養教諭は今相当オーバーワークになってございます。その後もハローワークですとか苦小牧の栄養士会、そういうところの関係機関にも投げかけまして、どなたか務めてくださる方はいらっしゃいませんかということをお話をしているのですが、今現在まだ応募がないというような状況の中で栄養教諭にお願いして、アレルギーの対応もやっていただいているといったような状況になってございます。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。教育長のきょう執行方針を聞かせていただきました。前から読んでおりましたけれども、その中にアレルギー対応給食対象児童生徒が増加しているとありました。また、食物アレルギー対応マニュアル等の点検と見直しをすると、そういったこともあります。ことし新たにまた新入学生がふえてまいります。そういった中で、私このアレルギー給食ができるまでの説明を給食センターから聞きました、ここで。本当に大変な細やかなところの気配り、これ命にかかわることですから、本当にここまでやるのかというぐらいやっておりました。私はこれアレルギー給食はやってほしいというふうに訴えておりましたけれども、本当に申しわけないなと思うぐらい大変ご苦労されておりました。そういったことを考え合わせると、今後の白老町のアレルギー給食を実施していくためには、私はやっぱりもう一人栄養士が必要ではないか、今管理栄養士が1人いるけれども、ハードになっていると。事故のもとになるのではないかと私は懸念をいたします。そういうことからすると、募集をかけても資格を持って、臨時職員でこれだけの責任を持つということになると応募してくる人がいるでしょうか。そのことがすごく懸念されます。ある程度の保障がなければ私は応募してこないのではないかとというふうに考えるのですが、その点はどのように思いますか。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） ただいま議員のほうからご指摘をいただきましたように、アレルギー対応の第一線で対応する職員でございますので、その責任の重さ、業務内容含めて、今年度は臨時職員ということで考えておりましたけれども、これセンター長のほうとも十分相談しながら、あと総務のほうとも相談しながら、新年度に向けては新たな立場で任用できるようなことを現在進めているところでございます。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 教育長から今そういう方向性でということでしたけれども、人事権があるのは総務課長ですよね。その相談を受けていると思うのですが、理事者側もそうですけれども、やはりこれは本当に重要なことなのです。お聞きになっていると思いますけれども、本当にご苦労されています。先ほど言っていました一人一人のお弁当の状況まで把握して、口に入って、そこまで全部管理をしなければならないという状況にあって、またふえてきているのです。このアレルギーというのは治るものではなくて、大人にある程度なって、体力ついてき

て、そのものを食べて治していくという、途中で食べているうちに倒れた子もいるのですけれども、そういうふうにして治していくということしか今できる方法はないのです。そういった中でたくさんの大勢の子供預かって、その中でせっかく実施されたアレルギー給食で、みんなと同じような給食を食べれるという子供たちの体制を守るためにも私はやはりきちっとした位置づけを保障して募集するべきだと思うのですが、お考えを伺っておきます。

○議長（山本浩平君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 今の吉田議員からのお話は本当に全く同じようなこと葛西食育防災センター長のほうから聞いておりまして、本当にその部分については言われるとおりだなというふうに思っております。なので、先ほど教育長がお話ししたとおりの考え方で今採用の方向で考えておりますが、当初の新年度の採用にはちょっと間に合わなかったことがありまして、30年度早々に新規の追加でそういうことができないかということをおやっておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 次に、74ページから79ページ、12款公債費から14款諸支出金までの歳出について、質疑があります方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 77ページの時間外手当です。これ職員が少ないとか多いとかという次元の話ではなくて、現実的な形で質問したいと思います。

先ほどストレスチェックで労働、職場環境、いろいろ対策されているということは理解しました。それで、この時間外手当ですけれども、まずこの時間外の実績、実際どうなのかなと。実態です。

それと、今回200万円やっていますけれども、当初予算比から総額で幾らになって、実際200万円ですけれども、予算計上額上幾らオーバーしたのかということをお一般会計、特別会計、企業会計でそれぞれ答弁してください。

それと、1カ月に1人が、今いろいろ話題にもなっていますけれども、上限の時間数、最高何時間数やっているのか。そして、どの部署が本当に多いのか、その部分をお聞きします。

○議長（山本浩平君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） まず、実績というお話でありました。それで、28年度の決算額は5,870万円ほどということで、時間外手当の予算的な措置は時間外対象者の給料額の5%ということで、実は額的にはかなり少ない額で計上しているというのが実態なのですが、実績は今言ったような5,800万円ぐらいの、28年度はそういう状況の決算でした。それで、今現在の見込みでは、3月までの見込みということでありますけれども、4,600万円ほどということで、時間数、それから時間外の手当額では1,200万円ほど下がっておりますので、約21%ぐらい下がっております。これは、時間外に対するやはり管理というか、当然管理職の皆さんにもチームでというか、グループできちっと仕事をしていく、1人だけが時間外が多くなるような状況というのは避けていただくというような協力体制をきちんと組んでくださいというようなことですか、

土日等の休日にはそこはきちっと休んでいただくという、そういう指導をちゃんとしてください、もしくは水曜日とか給料日のそういうノー残業デーを徹底していきましょうというような取り組みをしている中である程度のそういうことが少しずつ浸透していく中でこういう状況になっているのかなというふうに考えております。今の実績と総額はそういうことです。

一般会計の今のお話です。それで、特別会計も含めた額というのは今押さえて、私のところ手元に資料ありませんので、これ後ほどちょっとお話をできればなというふうに思います。どの部署が多いのかということでありますけれども、やはりこれまでの実績見れば、それぞれの課の状況に応じてその都度多い課が出てくるのです、どうしても。例えばイベントが混んでいる課であれば、そういう時期的な時間数が多いということも当然ありますし、もしくは今建設課のほうでは除雪作業等が発生すればやはりそういうところで多くなっていくというのが実態でございます。調べてずっと多いかどうかということのお話ちょっと今できませんけれども、そういう要因に基づいた時間外手当の支給が増加している部署があるということがありますが、全体としてはそういう形で下がっていますよということのご理解をいただきたいと思えます。特別会計の分と1人当たりの時間数については、資料ちょっと手持ちにありませんので、済みません、後ほど資料入り次第お答えをさせていただきたいと思えます。1カ月最高という部分も、済みません、そこについては後ほどお答えをさせていただきたいと思えます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 今一般会計の予算ですから。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○総務課長（岡村幸男君） それで、今他会計の分も押さえられると思いますので、後ほどその資料があればその資料の中で他会計の分もお答えができればお答えしたいと思えます。恐らく各会計の課長さんはそこまでの資料きょうお持ちでないと思えますので、済みません、後ほどにさせていただければありがたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 職員を責めているわけでないのです。ということは、全体の組織のあり方、グループ制導入したときは1つのほうにも今言ったように皆さんで仕事を緊急の場合は全員でみんなでやりましょうとかと、そういう仕事を全体で流しましょうと、時間外手当も少なくなりますと、こう言ったのです。あったのです。ですから、この導入から見たら、もう何年もたっていますけれども、グループ制の組織体系がもうここに来ていろいろな今仕事が多様化していますよね。そういう部分でいけば、グループ制の組織が制度疲労起こしているのではないかと思うのです。ある程度根本的に見直して、やはり職員が組織の中でその立場、立場で責任のもとに仕事できるようなものをつくらないと結果的にグループ制で横並びして、1人が抱えて仕事やるとか、そういう部分が出てきているのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） その点は、実はことしの働き方改革の中でもグループ制について皆さんからアンケートもとりながら今のグループ制のあり方がどうかということの検討を始め

たところなのです。今副議長がご指摘いただいたグループ制の制度疲労ということなのですが、職員のアンケートからグループ制としては必要だろうという、そういう必要だというご意見なのですが、ただグループのあり方とか、そういう部分では今のグループの数が、例えば2人だとか、3人とか、そういう少人数のグループ編成になっていて、機能的、もしくは協力していくような大きなグループ単位がやはり必要ではないかというようなお話ですとか、それから課自体ももう少し大きくしていくことによる、いわゆるグループ員の数をもう少し確保できないかというような、そういう課題としては出てきておまして、グループ制そのものをどうするかではなくて、いかにグループ制として機能できる組織にするかということは実は課題としてあるということでありまして、次年度の検討の中ではその辺含めて組織の見直し等がどんな形でできるか、グループ制ですけれども、そういうことを検討していきたいというふうに思っています。ただ、今回3月の段階では、グループ編成の考え方としてはやはり大課制と、それからグループもそれぞれ大きなグループで組んでいけるような、そういう方向で考えていきたいという話は課長会議の中でもさせていただいているわけですが、具体的な進め方としてはこれからやっていきたいという部分であります。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑がございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 次に、歳入に入ります。5ページから7ページまでの第2表、繰越明許費、第3表、債務負担行為補正、第4表、地方債補正について、質疑があります方はどうぞ。

11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 歳入のほうでお伺いするのですけれども、ちょっと年金の受け取りのことでお伺いしたいのですけれども……

○議長（山本浩平君） それ次の歳入全般がありますから、そのときに聞いてください。

5ページから7ページまでについての歳入、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 次に、8ページから25ページまでの歳入全般について、質疑があります方はどうぞ。

11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 年金の受け取りのことについてお伺いしたいと思います。

今テレビの報道で言われていますけれども、年金の受取額が知らない間に減額されていたと、扶養手当の方に各はがきというのが毎年年に1回年金の方々に行くのですけれども、今年度はA4の紙で来たものだから、それがわからなくて、手続きしないで、扶養手当の分が減額されて、受け取るような形になっているという方々が全国で130万人ほどいらっしゃるというふうに聞いています。白老町では年金事務所まで行くとなると苫小牧の若草町まで行かなければいけないわけなのですけれども、白老町の町民の方々で実際にそのような対象になっている方々、実際にどういうふうな形でいっているのか、現状御存じでしたらお伺いしたいと思うのですけれども。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 国民年金の受給の関係で、私も新聞等で見ましたけれども、要は従来現況届と言っていましたか、そういうものが今年度というか、去年の29年の8月から9月ぐらいに年金機構のほうから年金受給している方に送付されて、30年度分扶養親族等申告書というものが同封されて、それに本人の手元に届きましたら記載するところに記入しまして、そして返信封筒が同封されていますので、それに入れて年金機構に送り返すというようになっていたようです。それで、先ほど議員おっしゃったように、今まではがき、現況届みたいに出していたのですが、今回はA4判という形で様式が変わったということで、記入するところが結構多くあるようで、そこでそのまま出さなかったり、書いたはいいのですが、記入が漏れたりして、扶養の控除が外れて、年金の受給、受取額が少なくなったとか、そういう例があったようです。それで、間違いなく出した人はいいのですが、出さなかったり、記入するところが間違っ書いてたりするとそういうふうな形が発生するようでございます。それで、随時それはまた再度出さなかった人には出していただくと。それについては役場のほうでももしそういう方が来られましたら用紙の記入の仕方とか、ここを書いてくださいとか、そういうことは教えてあげて、そして年金機構のほうに送り返すような形をとっております。今の現状としては、そういうような状況で対応しているところでございます。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） そちらのほうの課で、年金のほうはやっていたというのを今聞いてわかりました。

実際に町民の方々、年金事務所というのですか、そちらのほうに行かなかつたら手続できないのではないかと、年金ダイヤルというのですか、そういうところに電話しなかったらちょっとわからないのではないかと、思っている方々もたくさんいらっしゃるのではないかと、思うのです。だから、やはり町としてももうちょっとその辺保健師さんとか窓口とか、あと税務課のほうで確定申告する、今やっていますよね。そういうときにちょっと一声かけていただいて、やはり健康福祉課のほうなんかもヘルパーさんとか、そういう方々を通してちゃんと大丈夫ですかというような一言声かけていただくと非常にいいのではないかなと思うのですが、私はわずかな年金で、申しわけないのですが、国のほうからどんどん、どんどん減らされてきて、年金額が毎年減っているのです。何かかわいそうなくらい減っているのです。そういうのを見ると、やっぱりそういうところでちょっとでもしていただければありがたいかなと思って、今回質問させていただきました。いかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 久保税務課長。

○税務課長（久保雅計君） ただいま確定申告期間中ということで申告の相談も我々の税務課の職員、今も受けております。それで、年金受けられている方がいわゆる年金の源泉徴収票持って申告に来られるのですが、その際に例えば奥さんを配偶者で入れていなかったりとか、そういうことはまれにありますので、そういう場合ですとか、あと源泉徴収票見た場合に、現況届を提出されていない場合は年金の受給額の欄が一番下の段に記載されて源泉徴収票って発行されるのですが、そういう気づいた場合、我々職員のほうでも現況届提出するときにそういう形で記入し忘れていませんかというようなことでの説明はわかる範囲でさせてい

ただいておりますので、その旨はご本人、もしくは奥様なりにお伝えしているところではあります。今もそのような話はさせていただいています。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。歳入の部分で基金のことと町債のことでちょっとお尋ねをしたいのですけれども、歳出の基金管理費で6億5,000万円ぐらいトータルで出ていると。それから、歳入での繰入金で3億3,700万円ぐらいトータルで出ていると。ということは、この差額という、3億1,000万円というのはトータルとして最終的には基金に積み立てられたというような理解でいいのかどうか。現在までです。これからまだあるけれども、現在までの考え方としてそういう考え方でいいのかどうかというものが1つ。それから、起債が1億3,100万円ぐらい、臨対債のこともありますから、減額になっていますよね。当然今回の起債の状況でいうと5億6,800万円ぐらいなのだけれども、ことしの起債というのは大体これで決まってしまうといいのかどうか。要するに去年の繰り越しの起債ってないのかどうかというあたり。ことしの起債発行額というのは5億6,800万円がいいのかどうか、そこら辺確認をちょっとしておきたいのですけれども。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） ただいまの積立金と繰入金の関係性のご質問でございますけれども、今回基本的に積み立てるものと繰り入れするものはちょっと別物というふうに捉えておりますので、今回基金の積立金は1億8,300万円で、繰り入れは3億……済みません。違います。

〔「ごめん。聞き方悪いかもしれん。もう一回ちょっと議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 済みません。聞き方が悪いと思います。具体的に言うと76ページ、ここで諸支出金の合計額6億5,551万1,000円とありますよね。これは、トータルで各基金に積み立てた金額ではないかなと私は理解しているのです。もう一方で、18ページの繰入金のトータルが3億3,797万1,000円ですよね。これは、基金から繰り入れた金額ですよね。ですから、そういうふうになるとこの差額がことし基金にトータルとして金利から何から含めて全部です。全部。備荒資金組合から何から全部に積み立てた基金の総額というのはこの差額3億1,000万円というのが基金に積み立てられたというような理解でいいかどうかということの確認をひとつしたかったのです。起債についてはわかりますでしょう、聞いたこと。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 申しわけありません。今回当初予算、補正予算も含めて諸支出金の合計と、これは基本的に基金積立金になってございます。繰入金はあくまでも基金から繰り入れているということでございますので、その差額分が逆に基金に積み立てられている3億1,000万円という部分については基金に積み立てられているという考えでよろしいというふうに考えております。

それから、もう一つ、起債の借り入れでございますが、今回8号補正時点の額と、それからあくまでも今回繰り越しする部分がJアラートの関係で310万円繰り越しということで、これは

実質は30年に借り入れるということになりますので、これは減になります。逆に28年度で繰り越している部分で、白老中学校の改修に係る起債が1億7,010万円、それから港湾の災害復旧費がございまして、これが5,200万円、合わせて2億2,210万円、これが28年度からの繰り越しで、29年度に借り入れを起こすというようなものでございまして、現在のところ地方債の決算見込みとしましては7億8,721万6,000円ということになり、プラン上限額7,500万円としているところでは3,721万6,000円は今上回っているというような状況となっております。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。これ非常によく考えてやらないとだめだという部分だと思うのです。ですから、議会、我々の議員の立場でいうと3億1,000万円、早い話が基金に現時点で積み立てられたと。これは、すばらしいことだと私は思います。これは、やっぱりこの予算のことについて後でやりますけれども、ここまででいえばすごいのです。ただ、この起債の中身がやはり僕は将来の問題で、ことしの部分も問題になりますけれども、繰り越されている部分があると。そのことをトータルすれば、もう何億もオーバーしてしまっているのです。ですから、ここら辺をことしの予算の中でどう見るかということになるのだけれども、それはこの後のことになるのですけれども、これをもうちょっとわかりやすく表示する、例えば繰り越した分プラスことし借りた分についてはわかるような仕組みってつくれないものなのでしょうか。そうでないと、やっぱり間違ってしまうのです、これ。ことし5億6,800万円が減ったのだよ、6億何千万円のやつが1億3,000万円減って、5億6,000万円になっているよと言われたらそのまんまなのです。皆さん方が繰り越しのことを言わなかったら7億5,000万円借りているとわからないのだ。これは、僕はちょっときちんとした紳士的な議論をするにはやっぱりまずいのではないかと思うのだけれども。その表示方法もこれは地方財政法か何かで決まっているのでしょうか、こういうことを基金もことし、今回2億円積んだというのはわかったのだけれども、実際はトータルで3億円積んでいるのだ。トータルで3億円積んでいることになるでしょう。だから、そういうことがもうちょっとわかるような書き方ってできないものなのですか。無理なら無理でいいです。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 予算書上といたしますか、補正予算も含めてですけれども、その辺の繰り越し分も含めたものを最終的に出すというものについてはやはり決算の段階でしかございませんので、そうなりますともう決算は既に終えているというところでの議論になってしまいますので、例えば今この3月時期にどうなのだというようなお話であれば、逆に予算審査等での資料請求なりというような中でこちらとしても資料をお出しすることは可能かなというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。このことは予算等審査特別委員会の中で非常に大きなウエート占める部分、財政問題でいえば財政危機、財政規律含めてどう考えるかというベースになる部分なのです。ですから、できれば、資料請求はなるべくしますけれども、そういうことが一目瞭然わかるような資料を今後提出していただければ非常に助かるのですけれども、

検討だけでもしていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） ただいまお話のございました基金の関係の見込みと、それから起債の繰り越し分も含めた実際の決算見込みというようなところでお出しするような形でつくり込みしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 21ページの繰越金、前年度繰越金です。今同僚議員は起債の関係質問しまして、私もしようと思ったのですが、そういうことをぜひ私からもお願いしたいと思います。結論的に言えば、オーバーしていても平年ベースでやると言葉上で先送りされて、何かわからなくなってしまうので、やっぱりそれは単年度でちゃんと確認しておかなければ議論にもならないので、ぜひ私からもそれお願いしたいと思います。

それで、一般質問でも質問出ていますから、どういう答弁になるかわかりませんが、具体的なことちょっとお聞きしておきたいと思います。固定資産税も4,000万円ぐらい浮くよということで今回補正予算も追加していませんし、3月中、もう少しで特別交付税も決まるといいますが、実際に前年度繰り越し、歳入分、この不用額含めて総額と歳入ではここが増分、歳出で不用額で幾ら、だから幾ら繰り越しになるよと、前年度繰越金になるよということをお聞きしたいと思います。ということは、今財政調整基金で3億1,000万円あるのです。これ新年度で予算見ればどういう使い道か、ここで議論しませんけれども、そのほかに今言った繰越金が数億円出るといいます。これちゃんと認識して、予算審査にかからないと困りますので、一般質問の答弁は別にしても、具体的にちょっと幾ら残るためにこういう積み上げで幾らということの答弁願います。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 前年度繰越金という絡みで、今年度の決算見込みにおける決算剰余金の額というご質問でございますけれども、あすから始まります代表、一般質問の中でも決算見込みというご質問がありまして、そこでも答弁を予定してございますので、多少ダブるところはございますけれども、現在町税の固定資産税についてはおおむね6,000万円程度と、それから特別交付税についてもこれまでの状況を鑑みますとおおむね8,000万円程度はプラスで出るかなと。それと、先ほどご質問のありましたふるさと納税につきましても約4億5,000万円というところで、そのうちの一般財源分はおおむね1億円程度あろうかなと思っております。歳出のほうの不用額については、例年1億円前後はございますけれども、ここはなかなか今段階で想定できるものではございませんので、これはちょっと除いて考えた上で、歳入だけをもって見ましても約2億5,000万円から3億円程度の剰余金が出るという押さえをしているところでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） そしたら、2億5,000万円から3,000万円、これに不用額が上乗せ、何ぼになるかわからないけれども、多分1億円出るといいますけれども、そういう形の決算剰余金が出てくると、そういうことですね。あと、その半分が財政調整基金に積み立てがあるよと

いう部分でよろしいですね。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 繰り返しになりますけれども、決算剰余金については約2億5,000万円か3億円程度、プラス歳出のほうの不用額がプラスされるということで、現在はその半分以上については財政調整基金、もしくは町債管理基金のほうに積み立てるという地方財政法の規定に基づいて行うというような考えでおります。

○議長（山本浩平君） それでは、先ほど答弁漏れがありますので、岡村総務課長、お願いします。

○総務課長（岡村幸男君） それで、先ほど一般会計だけでしたので、特別会計のほうも、個別ではなくて、全体で2,140万円ほどということになります。

それと、どの部署が多いのかということで、実際29年度はまだそこまでの資料として出しておりませんが、28年度の所属別の時間外数がどこが多かったかということでは、一番は企画課がやはり多かったということで、その部分だと思っております。先ほどもちょっとお話ししましたけれども、その部署、部署でやはりその時々業務にいろいろな量的なものも含めてちょうど重なる時期にどうしても時間が多くなるということが考えられるかなというふうに思います。

それと、1人当たりの時間数ということなのですが、人数的には全体で入れますと172人で、1人当たり、全部を割ると大体174時間という、年間です。ですから、1人当たりの時間数からいけばそれほど多いことにはならないのですが、部署ごとによっては先ほど言ったような1人当たり、例えば企画課の先ほど言ったところでは28年度、1人年間で706時間ということですから、平均して月60時間近くのやはり時間外が出ていたということになるかと思えます。

それと、1カ月の最高時間ということですが、これが一番ちょっと気にしなければならない部分だと思っておりますが、これはことしの例でございますけれども、財政課で1人135時間とやっばり100時間を超えているという状況がありますし、うちのほうもそうです。選挙で130時間という、100時間を超えるという、やはり業務です。財政課の場合は予算です。総務課のこの分は選挙。どうしても選挙の期間中ふえるという、そういうような状況、それから建設課、これも100時間を超えているという事例があります。こういうところは、私どものほうも一人一人職員の時間数を見ながらやっばり協力して仕事やっていただけないかだとか、そういうようなことは所属のほうにもお話しするわけですが、ただ先ほど言った財政課のほうの予算編成となれば、どうしてもこの時間は必要なものであるだろうし、選挙の場合もその期間どうしてもこういうような状況にあるということはあるので、この辺は所属長のほうには当然職員の健康管理に気を配っていただきながら仕事をしていただくと、こういうようなことでお願いをしているという状況です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 私も季節的な、臨時的な特殊要因の部分はせいぜい1カ月間ですから、それは質問の仕方悪かったのだけれども、それを抜いて、余り詳しく言わないけれども、残業する人っているのです。そういう部分がどうかということ、ちょっと突出すると困るよという

こと。

それと、今答弁で理解しましたけれども、これ総務課長は気配り、目配りしていますけれども、命令するのは担当課長ですよね。担当課長が課の仕事どれだけ掌握して、1人に負担かからない、効率的に仕事させるというようなやっぱ能力がなければ、何ぼ総務課で通達出しても意味ないと思うのです。その辺はどうなっているかだけお聞きします。2点。

○議長（山本浩平君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 特に今職員の健康管理の面から、先ほどのメンタルヘルスのことでもご質問ありましたけれども、高ストレス者40人ほどいるという中でこういう働き方の部分でもやはり出てきているのかなという部分でございますので、その辺は十分各課にもお願いをしているという状況はあります。あと、議員がおっしゃったとおり各管理職が仕事どう目配り、気配りして、効率よく時間中に業務を遂行していく、そういう環境つくれるかということでございます。それは、今の業務がふえている状況もありますので、私どものほうから言うのはやはり要らない業務はそれは見直してほしいということは当然お話をしなければならないことだと思っているのです。ただ、状況的にはふえていっている状況のほうが多いというふうに、これも組織ヒアリング、それからグループごとの業務量ヒアリングの中でお話を聞いても決して業務が減っているという状況には実はないのです。それで、次年度以降の取り組みの中ではその辺を考えながら業務を見直していくですとか、職員でなくてもいい業務についてはやはりそれを委託にするですとか、そういう取り組みも必要な事項かなというふうに考えています。それと、ちょっと議員も言いづらかった部分だと思えます。職員の、いわゆる時間外が多い職員がいるのではないかということだと思えます。その辺はきちっと今後も業務の仕事の仕方というか、そういうことをきちっと各所属のほうで見ていただきながら適正な事務執行していただくようお願いしたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） それでは、ほかに8ページから25ページまでの歳入全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 歳入及び歳出全般について質疑漏れがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 平成29年度白老町一般会計補正予算（第8号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時30分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

◎議案第2号 平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計
補正予算（第4号）

○議長（山本浩平君） 日程第8、議案第2号 平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それでは、議の2—1をお開きください。議案第2号 平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。

平成29年度白老町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,916万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億9,163万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月20日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 平成29年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（山本浩平君） 日程第9、議案第3号 平成29年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それでは、議の3—1をお開きください。議案第3号 平成29年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ81万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,826万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月20日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 平成29年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 平成29年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（山本浩平君） 日程第10、議案第4号 平成29年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

工藤上下水道課長。

○上下水道課長（工藤智寿君） それでは、議4-1をお開きください。議案第4号でございます。平成29年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度白老町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ273万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,993万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の変更及び廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年2月20日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 平成29年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 平成29年度白老町介護保険事業特別会計補正
予算(第2号)

○議長(山本浩平君) 日程第11、議案第5号 平成29年度白老町介護保険事業特別会計補正
予算(第2号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長(田尻康子君) 議の5-1をお開きください。議案第5号 平成29年度白
老町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。

平成29年度白老町の介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,894万7,000円を減額し、歳入歳
出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億6,566万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算
の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月20日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 平成29年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、原案のとおり決定
することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 平成29年度白老町立国民健康保険病院事業会
計補正予算(第1号)

○議長(山本浩平君) 日程第12、議案第6号 平成29年度白老町立国民健康保険病院事業会
計補正予算(第1号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 議の6—1をお開きください。議案第6号 平成29年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）。

第1条 平成29年度白老町立国民健康保険病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

第1款病院事業収益、既決予定額8億6,714万5,000円、補正予定額434万9,000円、計8億7,194万4,000円。

第2項医業外収益、既決予定額2億9,625万9,000円、補正予定額434万9,000円、計3億60万8,000円。

平成30年2月20日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 平成29年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号 白老町国民保護計画の変更に係る報告について

○議長（山本浩平君） 日程第13、報告第1号 白老町国民保護計画の変更に係る報告についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

岡村危機管理室長。

○総務課危機管理室長（岡村幸男君） 議案の一番後ろのほうになります。報1—1です。報告第1号 白老町国民保護計画の変更に係る報告について。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項の規定により、

白老町の国民保護計画を別紙のとおり変更したので報告する。

平成30年2月20日提出。白老町長。

次のページです。白老町国民保護計画の変更内容ですが、記載のとおりです。

次のページ、議案説明になります。国の基本指針及び北海道国民保護計画が変更されたことから、国及び北海道との整合性を図るため、白老町国民保護計画の一部について変更したので報告するものである。

よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第1号はこれをもって報告済みといたします。

◎報告第2号 例月出納検査の結果報告について

報告第3号 財政的援助団体等の監査の結果報告について

○議長（山本浩平君） 日程第14、報告第2号 例月出納検査の結果報告について、報告第3号 財政的援助団体等の監査の結果報告についてを議題に供します。

地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体等の監査の結果を同条第9項の規定により、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により、それぞれ監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第2号及び第3号はこれをもって報告済みといたします。

◎議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 白老町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 白老町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 23号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 平成30年度白老町一般会計予算
- 議案第 8号 平成30年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 9号 平成30年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 10号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 11号 平成30年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
- 議案第 12号 平成30年度白老町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 13号 平成30年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
- 議案第 14号 平成30年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
- 議案第 15号 平成30年度白老町水道事業会計予算
- 議案第 16号 平成30年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

○議長（山本浩平君） 日程第15、議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 白老町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 白老町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 平成30年度白老町一般会計予算、議案第8号 平成30年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、議案第9号 平成30年度白老町後期高齢者医療事業特別

会計予算、議案第10号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計予算、議案第11号 平成30年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、議案第12号 平成30年度白老町介護保険事業特別会計予算、議案第13号 平成30年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、議案第14号 平成30年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第15号 平成30年度白老町水道事業会計予算、議案第16号 平成30年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、以上平成30年度各会計予算10件とこれに関連する条例の一部改正議案10件、合わせて20議案を一括して議題に供します。

順次議案の提案を求めます。

議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 議案第17号の提案をお願いします。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 議17—1をお開きください。議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年2月20日提出。白老町長。

次のページです。附則です。附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

次ページ、議案説明になります。本町の財政健全化に向けた取り組みとして、職員給与の自主削減について削減率を見直した上継続するため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくお願いいたします。

職員給与に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～29 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～29 略</p> <p><u>30 職員（別表第1に規定する行政職給料表の職務の級が1級、2級又は3級の職員、別表第3に規定する医療職給料表（二）の職務の級が1級、2級又は3級の職員及び別表第4に規定する医療職給料表（三）の職務の級が1級、2級又は3級の職員を除く。）の給料額は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に限り、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の規定にかかわらず、同表に定める額に行政職給料表の職務の級が4級の職員にあつては100分の98、5級の職員にあつては100分の96、6級の職員にあつては100分の95、医療職</u></p>

	<p><u>給料表（一）の職務の級の職員にあつては100分の97、医療職給料表（二）の職務の級が4級の職員にあつては100分の98、5級の職員にあつては100分の96、医療職給料表（三）の職務の級が4級の職員にあつては100分の98、5級の職員にあつては100分の96を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該給料月額としている期間内において離職する職員の当該離職日における給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4に定める額とする。</u></p>
--	--

議案第18号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 議案第18号の提案を願います。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 議18—1をお開きください。議案第18号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年2月20日提出。白老町長。

一番下、附則でございます。この条例は、平成30年4月1日から施行する。

次のページ、議案説明です。本町の財政健全化に向けた取り組みとして、特別職の給与の自主削減を継続するため、本条例の一部を改正するものである。

よろしく願いいたします。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
附 則 1～31 略	附 則 1～31 略 32 特別職の職員の給料額は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に限り、別表第1の規定にかかわらず、同表に

	<p><u>定める額に町長にあつては100分の80、副町長にあつては100分の83、教育長にあつては100分の86を乗じて得た額とする。ただし、当該給料月額としている期間内において離職する特別職の職員の当該離職日における給料月額及び期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、別表第1に掲げる額とする。</u></p>
--	--

議案第19号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（山本浩平君） 議案第19号の提案を願います。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それでは、議の19—1をお開きください。議案第19号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年2月20日提出。白老町長。

次、議の19—3ページをお開きください。附則でございます。第1項、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第2項、この条例における改正後の白老町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

次のページです。議案説明でございます。平成27年5月に持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、平成30年度から北海道が国保事業の財政運営の主体となり、市町村は北海道が定める国民健康保険事業費納付金を納める必要があることから、その財源を確保するために保険税率の改定を行うため、本条例の一部を改正するものである。

よろしく願いいたします。

議案第20号 白老町国民健康保険事業基金条例の一部を改
正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 議案第20号の提案を願います。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それでは、議の20—1をお開きください。議案第20号 白老町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。
平成30年2月20日提出。白老町長。

下段の附則でございます。第1項、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第2項、改正後の第2条の既定は、平成30年度以後の年度分の基金について適用し、平成29年度分までの基金については、なお従前の例による。

次のページでございます。議案説明でございます。平成27年5月に持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、平成30年度から北海道が国保事業の財政運営の主体となり、新制度移行に向けて基金の積み立てに関する取り扱いを変更するため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくお願ひいたします。

白老町国民健康保険事業基金条例新旧対照表

改正前	改正後
(積立て) 第2条 <u>基金は、毎年度国民健康保険事業特別会計決算剰余金の100分の10以上の額を積み立てるものとする。</u>	(積立て) 第2条 <u>基金として積み立てる額は、国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算で定める額とする。</u>

議案第21号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 議案第21号の提案を願ひます。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 議の21—1をお開きください。議案第21号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年2月20日提出。白老町長。

下段の附則でございます。第1項、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

次のページでございます。第2項、この条例の施行の日前に死亡した被保険者に係る葬祭費の支給額については、なお従前の例による。

次のページです。議案説明でございます。平成27年5月に持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、平成30年度から北海道が国保事業の財政運営の主体となり、北海道から支給される葬祭費については、3万円に統一するとの方針が示されたことから、その支給金額との整合性を図るため、所要の整備を含め本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願ひいたします。

白老町国民健康保険条例新旧対照表

改正前	改正後
<p><u>第1章 この町が行う国民健康保険</u></p> <p>(町が行う国民健康保険)</p> <p>第1条 この町が行う国民健康保険については、法令に<u>定</u>があるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(国民健康保険運営協議会の委員の定数)</p> <p>第2条 白老町国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の<u>委員の定数</u>は、次の各号の定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(葬祭費)</p> <p>第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として<u>1万5千円</u>を支給する。</p>	<p><u>第1章 この町が行う国民健康保険の事務</u></p> <p>(町が行う国民健康保険の事務)</p> <p>第1条 この町が行う国民健康保険の<u>事務</u>については、法令に<u>定め</u>があるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(協議会の名称及び委員の定数)</p> <p>第2条 白老町に設置する国民健康保険事業の<u>運営に関する協議会</u>(以下「協議会」という。)の名称は、<u>白老町国民健康保険運営協議会</u>とし、その<u>委員の定数</u>は、次の各号の定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(葬祭費)</p> <p>第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として<u>3万円</u>を支給する。</p>

議案第22号 白老町立保育所条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長(山本浩平君) 議案第22号の提案を願います。

渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長(渡邊博子君) 議22—1をお開きください。議案第22号 白老町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町立保育所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年2月20日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は、平成30年4月1日から施行する。

次のページです。議案説明でございます。白老町保育事業運営計画に基づき、平成30年4月から海の子保育園を公私連携幼保連携型認定こども園として民営化するため、所要の整備を含め本条例の一部を改正するものである。

新旧対照表につきましては、表中の海の子保育園を削除し、町立はまなす保育園のみとなり

ます。定員数は60名のままです。また、あわせて所在地の改正を行うものであります。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町立保育所条例新旧対照表

改正前		改正後	
(名称及び位置) 第2条 略		(名称及び位置) 第2条 略	
名 称	位 置	名 称	位 置
はまなす保育園	白老郡白老町字萩野72番地の1	はまなす保育園	白老郡白老町字萩野72番地1
海の子保育園	白老郡白老町字虎杖浜74番地の1 1		
(定員) 第3条 略		(定員) 第3条 略	
名 称	定員数	名 称	定員数
はまなす保育園	60名	はまなす保育園	60名
海の子保育園	45名		

議案第23号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（山本浩平君） 議案第23号の提案をお願いします。

田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 議の23—1をお開きください。議案第23号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年2月20日提出。白老町長。

議23—2をお開きください。附則でございます。

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の白老町介護保険条例第4条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

次のページの議案説明でございます。平成30年度を初年度とする白老町介護保険事業計画(第7期)の策定に基づき、その段階ごとの介護保険料額について改定し、また介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除する見直しをするほか、刑事施設に入所している被保険者への保険料に係る減免の

取り扱いについての規定を定めるため、本条例の一部を改正するものである。
 よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町介護保険条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>32,700円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>45,800円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>49,000円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>58,900円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>65,400円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>78,500円</u></p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,300円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>48,000円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>51,400円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>61,700円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>68,600円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>82,300円</u></p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)(<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項</u></p>

<p>イ 略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>85, 000円</u></p> <p>ア 合計所得金額が120万円以上<u>190万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>98, 100円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>190万円</u>以上<u>290万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(9) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>11, 200円</u></p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成27年度から平成29年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>29, 400円</u>とする。</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～3 略</p>	<p><u>に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。</u>)</p> <p>が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>89, 200円</u></p> <p>ア 合計所得金額が120万円以上<u>200万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>102, 900円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>200万円</u>以上<u>300万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(9) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>16, 600円</u></p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>30, 800円</u>とする。</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>その他町長がやむを得ない理由がある</u>と認めるとき。</p> <p>2～3 略</p>
---	--

議案第25号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 議案第25号の提案をお願いします。

山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 議の25—1をお開きください。議案第25号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年2月20日提出。白老町長。

次のページ、附則でございます。この条例は、平成30年4月1日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。人口の減少や燃料ごみの拡充等により家庭ごみ排出量が減少傾向にあるとともに、高齢化等により既存容量のごみ袋ではごみの運搬に不便を感じている町民からの要望がふえていることから、新たに10リットル容量の有料指定ごみ袋の利用を平成30年度から開始すべく、ごみ処理手数料を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例新旧対照表

改正前						改正後						
廃棄物の処理区分	取扱区分				備考	廃棄物の処理区分	取扱区分				備考	
	手数料の種類	区分	基礎単位	金額			手数料の種類	区分	基礎単位	金額		
家庭系廃棄物の収集、運搬及び処分	ごみ処理手数料	可燃性の廃棄物を排出する場合	指定されたごみ袋1枚	40リットル用	80円	家庭系廃棄物の収集、運搬及び処分	ごみ処理手数料	可燃性の廃棄物を排出する場合	指定されたごみ袋1枚	40リットル用	80円	
				30リットル用	60円				不燃性の廃棄物を排出する場合	20リットル用	40円	
				20リットル用	40円					10リットル用	20円	

		可燃性及び指定された 不燃性の廃 棄物を排出 1枚 する場合で 指定された ごみ袋を使 用できない とき。	指定された ごみ処理券 1枚	160円					ル用		
		可燃性及び指定された 不燃性の廃 棄物を排出 1枚 する場合で 指定された ごみ袋を使 用できない とき。	指定された ごみ処理券 1枚	160円							

議案第26号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（山本浩平君） 議案第26号の提案を願います。

越前消防長。

○消防長（越前 寿君） それでは、議の26—1をお開きください。議案第26号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年2月20日提出。白老町長。

次のページの附則でございます。この条例は、平成30年4月1日から施行する。

続きまして、議の26—3、議案説明でございます。人件費単価及び消費者物価指数の変動に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、危険物を取り扱う製造所等に係る各種許可申請及び検査手数料の標準が見直されたことから、本町における当該手数料についてもこれに準拠するため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第27号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制
定について

○議長（山本浩平君） 議案第27号の提案を願います。

越前消防長。

○消防長（越前 寿君） それでは、議の27—1をお開きください。議案第27号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町消防団条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年2月20日提出。白老町長。

下段の附則でございます。この条例は、平成30年4月1日から施行する。

続きまして、次のページ、議の27—2、議案説明でございます。白老町消防団条例の一部改正について。

地域住民の積極的な参加のもとに消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が平成25年度に施行され、地方公共団体は消防団の抜本的な強化のための必要な措置を講ずるものとされたことから、当町においても消防団員の報酬額を引き上げ、その処遇改善及び消防団の強化を図るため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町消防団条例新旧対照表

改正前								改正後							
別表（第15条関係）報酬								別表（第15条関係）報酬							
区分	報酬額							区分	報酬額						
	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員		団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
年額	円	円	円	円	円	円	円	年額	円	円	円	円	円	円	円
報酬	68,000	52,000	38,000	30,000	25,000	22,000	20,000	報酬	78,000	62,000	46,000	38,000	33,000	28,000	26,000

○議長（山本浩平君） 次の議案の前にお諮りします。

予算議案の提案についてであります。第1表、歳入歳出予算、第2表、債務負担行為、第3表、地方債の朗読は、議案説明会において説明されておりますので、省略させることとしてよろしいかお諮りします。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱うことといたします。

議案第7号 平成30年度白老町一般会計予算

○議長（山本浩平君） 議案第7号の提案を願います。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは、一般会計予算書をごらんください。議案第7号 平成30年度白老町一般会計予算。

平成30年度白老町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ109億2,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年2月20日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第8号 平成30年度白老町国民健康保険事業特別会計 予算

○議長(山本浩平君) 議案第8号の提案を願います。

畑田町民課長。

○町民課長(畑田正明君) それでは、特別会計予算書のほうの1ページをお開きください。

議案第8号 平成30年度白老町国民健康保険事業特別会計予算。

平成30年度白老町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億4,250万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれ

らの経費の各項の間の流用。

(2) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年2月20日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第9号 平成30年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算

○議長（山本浩平君） 議案第9号の提案を願います。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それでは、議案第9号です。平成30年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算。

平成30年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億800万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月20日提出。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第10号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計予算

○議長（山本浩平君） 議案第10号の提案を願います。

工藤上下水道課長。

○上下水道課長（工藤智寿君） 議案第10号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計予算。

平成30年度白老町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億4,855万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年2月20日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第11号 平成30年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算

○議長(山本浩平君) 議案第11号の提案を願います。

藤澤港湾室長。

○経済振興課港湾室長(藤澤文一君) 議案第11号をお開きください。議案第11号 平成30年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算。

平成30年度白老町の港湾機能施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,365万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

平成30年2月20日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第12号 平成30年度白老町介護保険事業特別会計予算

○議長(山本浩平君) 議案第12号の提案を願います。

田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長(田尻康子君) 議案第12号 平成30年度白老町介護保険事業特別会計予算。平成30年度白老町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億746万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年2月20日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第13号 平成30年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算

○議長(山本浩平君) 議案第13号の提案を願います。

下河健康福祉課長。

○健康福祉課長(下河勇生君) 議案第13号 平成30年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算。

平成30年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,393万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500万円と定める。

平成30年2月20日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第14号 平成30年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算

○議長(山本浩平君) 議案第14号の提案を願います。

野宮病院事務長。

○病院事務長(野宮淳史君) 議案第14号 平成30年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算。

平成30年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億305万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

平成30年2月20日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第15号 平成30年度白老町水道事業会計予算

○議長(山本浩平君) 議案第15号の提案を願います。

工藤上下水道課長。

○上下水道課長(工藤智寿君) 議案第15号でございます。平成30年度白老町水道事業会計予算。

(総則)

第1条 平成30年度白老町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水予定戸数 9,185戸。

(2) 1日平均給水量 4,720立方メートル。

(3) 年間総給水量 226万724立方メートル。

(4) 主要な建設改良事業、配水施設改良事業1億980万円。浄水施設整備事業1,287万4,000円。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益3億7,868万1,000円。各項は記載のとおりです。

支出、第1款水道事業費用3億6,758万円。各項は記載のとおりです。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,310万2,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,065万8,000円、損益勘定留保資金1億7,244万4,000円で補てんするものとする。

収入、第1款資本的収入5,000万円。各項は記載のとおりです。

支出、第1款資本的支出2億3,310万2,000円。各項は記載のとおりです。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水管整備事業、限度額5,000万円。起債の方法、利率及び償還の方法については記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費6,605万4,000円。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,973万6,000円と定める。

平成30年2月20日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第16号 平成30年度白老町立国民健康保険病院事業 会計予算

○議長(山本浩平君) 議案第16号の提案を願います。

野宮病院事務長。

○病院事務長(野宮淳史君) 議案第16号 平成30年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算。

(総則)

第1条 平成30年度白老町立国民健康保険病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数、58床。

(2) 年間患者数、入院 1万2,045人。外来 3万500人。

(3) 1日平均患者数、入院 33人。外来 125人。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款病院事業収益8億6,117万4,000円。各項は記載のとおりです。

支出、第1款病院事業費用8億6,117万4,000円。各項は記載のとおりです。

次のページになります。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款資本的収入ゼロ。

支出、第1款資本的支出ゼロ。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、内視鏡撮影装置及び周辺機器等一式賃貸借、期間、平成31年度から平成34年度まで、

限度額1,221万9,000円。

次に、医用画像情報管理システム装置賃貸借、期間、平成31年度から平成34年度まで、限度額512万2,000円。

次に、医業事務システム等一式賃貸借、期間、平成31年度から平成34年度まで、限度額1,536万6,000円。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、6億円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 給与費4億6,510万5,000円。

(2) 交際費50万7,000円。

(他会計からの補助金)

第8条 病院事業の運営に要する経費について、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2億7,749万8,000円と定める。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は、8,239万8,000円と定める。

平成30年2月20日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(山本浩平君) ただいま議案第7号から第16号までの各会計予算10件とこれに関連する議案10件、合わせて20件について議案の提案が終わりました。

ここでお諮りいたします。これら平成30年度各会計予算とこれに関連する議案を本会議で審議することは困難であると思われま

す。そこで、慣例により議長を除く議員全員による予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、慎重審議を行うことが適切と考えま

す。よって、ここに特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) ご異議なしと認めます。

議長を除く議員全員による予算等審査特別委員会を設置することに決定いたしました。

なお、この特別委員会に付託する案件は、議案第7号から第16号までの平成30年度各会計予算10件と関連議案10件、合わせて20件であります。これを一括して同特別委員会に付託し、審査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました議案20件を同特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、委員会条例第7条第2項の規定により特別委員会では委員会を開催し、委員長及び副

委員長の互選をお願いします。

この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時18分

再開 午後 4時19分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告について

○議長（山本浩平君） この際諸般の報告をいたします。

ただいま休憩中に特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

委員長に小西秀延議員、副委員長に及川保議員、付託案件の審査方よろしく願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここであらかじめ通知いたします。本会議はあす7日10時から引き続き再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 4時20分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 吉 田 和 子

署 名 議 員 氏 家 裕 治

署 名 議 員 森 哲 也